
平成23年10月4日（火曜日）

出席議員（1名） 議長 後藤清喜君

出席委員（14名）

委員長	星喜美男君	
副委員長	及川均君	
委員	千葉伸孝君	高橋兼次君
	佐藤宣明君	阿部建君
	山内昇一君	山内孝樹君
	菅原辰雄君	小山幸七君
	大瀧りう子君	鈴木春光君
	三浦清人君	西條栄福君

欠席委員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町長	佐藤仁君
副町長	遠藤健治君
会計管理者兼出納室長	佐藤秀一君
総務課長	佐藤徳憲君
震災復興推進課長	及川明君
町民税務課長	阿部俊光君
保健福祉課長	最知明広君
環境対策課長	千葉晴敏君
建設課長	西城彰君
産業振興課長	佐藤通君

産業振興課参事 (農林行政担当)	佐々木 三郎 君
上下水道事業所長	千葉 雅久 君
危機管理課長	三浦 清隆 君
総合支所長 兼地域生活課長	阿部 敏克 君
総合支所町民福祉課長	千葉 和之 君
公立志津川病院事務長 兼総務課長	横山 孝明 君
総務課長補佐 兼総務法令係長	男澤 知樹 君
総務課主幹兼財政係長	佐藤 宏明 君

教育委員会部局

教育委員長	阿部 東夫 君
教育総務課長	芳賀 俊幸 君
生涯学習課長	及川 庄弥 君

監査委員会部局

代表監査委員	首藤 勝助 君
事務局長	佐藤 広志 君

選挙管理委員会部局

書記長	佐藤 徳憲 君
-----	---------

農業委員会部局

事務局長	佐々木 三郎 君
------	----------

事務局職員出席者

事務局長	佐藤 広志
上席主幹兼総務係長 兼議事調査係長	佐藤 孝志
主事	加藤 優美子

午前10時00分 開会

○委員長（星 喜美男君） おはようございます。

決算審査特別委員会、本日もよろしく願いいたします。

ただいまの出席委員数は14名であります。定足数に達しておりますので、これより平成22年度決算審査特別委員会を開催いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

9月29日に引き続き、認定第1号平成22年度南三陸町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

歳出に対する質疑が途中でありますので、引き続き質疑を行います。質疑に際しましては、予算科目、ページ数をお示しの上、行ってください。

6款商工費の質疑が終了しておりますので、7款土木費、131ページから140ページまでの質疑に入ります。どうぞ質疑を行ってください。千葉委員。

○千葉伸孝委員 おはようございます。135ページから136ページの土木費の2項道路橋梁費の部分です。13節の委託料ですか、除雪費ということで299万円ありますが、22年度は雪が少なかったように思いますが、その分この除雪費は減ったのか。そして、この除雪費の299万円、どういった形で支出となったのか。これが1点です。

あとは、15工事請負費、長清水線の舗装、補修工事ですか、これが事故繰越2,211万円余りありますが、このお金の扱いは、財源の今後の扱いはどうなるのか。その2点お願いします。

○委員長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（西城 彰君） 付表の93ページに記載しておりますけれども、昨年度につきましては、ご指摘のとおり雪は1回降って、これを除雪しております。それで、その辺でここに記載している路線と業者、そういう形で稼働、除雪に稼働した部分をそれぞれ支払っているということでございます。これは土木業者と個人、そういうふうな形になっております。

それから、工事請負費の方の事故繰越でございますけれども、これは緊急経済対策の中で、舗装工事、これは4件ほど発注しておったわけでございますけれども、長清水線につきましては、路盤までやった時点で被災を受けたということで、そういうことでこの支出になってございます。その他については、石泉線につきましては6月30日にこれは終えています。それから、あとこれから白松線ですね、国の災害査定もありますけれども、これは歌津の方ですけれ

ども、これについてはちょっとその災害査定と絡み合わせながら検討はしていきたいと、このように考えております。

○委員長（星 喜美男君） 千葉委員。

○千葉伸孝委員 説明書の方では、大体その辺の今の課長の説明は把握しています。ただ、被災後ということで、この除雪関係の今後が大変だと思います。とりあえず戸倉地区、あと町内一円除雪があると思うんですけども、今現在、被災後58カ所の仮設があります。山の上とか、あと舗装になっていない部分の砂利道の除雪関係とか、こういった今後の冬場の対応について、町の方ではこういった対応をとっていくのか、その辺お聞かせください。

あと、この事故繰越の分が結局このぐらい残ったと、その他に石泉線とか工事は進んで、結局事故繰越として2,211万円余りが残ったと、この部分の工事費を、別な形の今被災して残った部分の道路整備とか復旧に使えないのか。その辺ですね。

あと、今回台風15号がありました。この最終的なもう結果がわかったと思うんですが、町中の被災の状況ですね、その辺お聞かせください。

○委員長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（西城 彰君） 仮設住宅につきましては、今冬場の対策ということで、道路もかなり狭隘で急傾斜の箇所もございますし、まだ未舗装の箇所もございます。これは、そこまでのアクセスの町道とか、そういうところもありますし、それから、仮設住宅そのものに通ずるには町道、公道だけではなくて、民地を借りて道路もつくってございますので、その辺につきましては除雪の対策と、それから一番は、舗装していても冬場の凍結で、その狭隘の中で事故が起きるということでございますので、この融雪剤の散布をきちんとできるように、今態勢を、臨時雇用も含めて今検討してございます。

それから、その工事費の残でございますけれども、これは補助工事でやる路線が決まっているということで、この補助工事の事故繰越については、やらない部分についてはそのまま国に返すというか、まだ補助金はもらっていませんけれども、精算をするという形になります。

それから、もう一つ台風15号、9月の21日にかなり大雨が降りましたが、これにつきましては、今現在、国の方に災害査定を出す箇所を検討してございまして、特に林道関係が、戸倉地区の林道、これは並石とかそういうところがかなりの被災を受けてございますので、その部分国の、県を通じてその部分を今要望していますし、それから、やはりその耕作をしております、これから稲刈りとか、そういうものがやっっていかなければならないの

で、そういうところについては、路面のその流出した部分、掘れた部分については既に業者をお願いして、その箇所を埋めて車が通れるような形でもって今対応をしているところでございます。

○委員長（星 喜美男君） 千葉委員。

○千葉伸孝委員 とにかく、仮設の登り口がやっぱりもう大変だと思うんです、これから冬に向かって。以外と今年の夏は暖かかったので、すごい盛夏なのかなというような気がします。そういったときのために、今からでもそういった準備とか態勢をぜひ整えてほしいと。あと、砂利道で融雪剤とか、あと除雪関係あると思うんですけれども、本当に大変だと思うんですよ。この辺の予算的な処置を今から考えておいてほしいと思います。いざとなって予算がないとか、そんな形でもって除雪が進まないとか、あとは業者を早く選定しておいて、とりあえずそういった大雪になった場合に仮設だけはもういち早く、国道は国道管轄でやると思うんですけれども、町道に関しては町の業者をすぐ手配できるような態勢を町にはとってほしいと思います。

あと、今課長の方から並石線という言葉が出ました。私は常々戸倉地区の道路がどうしても海岸線は観光ということで、あと漁村ということで、道路整備がどんどん舗装とか進んでいるんですが、戸倉地区の荒町の並石線に関しては、一番最初に開発ということで町長に聞いた経緯があって、やっぱり費用対効果の関係で、あそこの舗装整備は難しいと、確かにあの時点では難しい。そして、今でも難しいのが現実だと思います。ただ、今課長が被災後調査云々といったときに、調査したといっても多分すぐはしていなかったと思うんです。そして、今業者をお願いするというような形を言っていますが、今課長が話したように、ちょうど稲刈り時期です。稲刈りの時期は待ってられません。やっぱりいいタイミングで稲を刈らなくてはならないと。そんなときに、並石線の町道までの道路、あそこの状況は多分課長はわかっていないと思います。私は、台風があった次の日に行ってみたんですけれども、穴が掘れ、道路はわだちに水が張って深く掘れて、軽自動車は通れません。もう四駆じゃないと通れない。そういった状況があった中で、その被災後の処理に態勢がすごくおそい、すぐなっていない。そして、今やっていたと言いましたけれども、地域の人がやってみたいです。だから、その辺の戸倉地区の並石線に関しては、町の態勢がすごくおそくて、とにかく軽く見ていると私は思います。そして、今の課長の話ですと、農道がすごくやられていると、農道がやられている前に、町道部分の道路はすごい状況だったんですけれども、地域の人たちが稲刈りをするために自分の機械でもってやったんですよ。やっぱりその辺の町の対応が、今

被災してとにかく瓦れき撤去とか大変と言いつつも、今近々でやらなきゃいけない部分、その辺の対応が、やっぱり仮設が忙しいとか、仮設が終わったので、あと瓦れき処理とかその辺の、あと瓦れきの移転場所とか、そういった形で忙しいと言っていますが、やっぱり今町民が暮らしている、そういった部分のところというのは、やっぱり並行していち早くやって環境づくりしなくちゃならないと思うんですが、並石線に関してだけ聞きます。その辺いつやって、いつ調べていつやったということですか。その辺お聞かせください。

○委員長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（西城 彰君） 並石線につきましては、これは行政区長さんと町の方で林道、これは林道になります。町道ではありません。林道、津山の境まで林道になる、まあ4キロぐらいでございますけれども、そこと、それから中沢農道ですね、これを行政区長さんと回って、それでどこまでやるかということについては協議をして、地元のその丸正工業、これに西戸の、仮設道路流されましたけれども、その仮設道路と、その並石中沢の応急復旧については、9月の被災後四、五日たったと思うんですけれども、そのときには既にお願いをしています。ただ、西戸の道路についてはすぐ復旧しましたけれども、並石線については、きょう重機が入ってございますので、きのうも行政区長さんとその部分も2回、9月とそれからきのうとお話はしてきましたので、耕作に支障がないような形では、でいただきたいと思っています。

○委員長（星 喜美男君） 千葉委員。

○千葉伸孝委員 何か私が荒町地区の並石線ばかりやっているというような形で今聞こえているかもしれませんが、それは南三陸町全部に言えることであって、やっぱり行政の対応がおそい部分に、やっぱり早く手をつけなくてはいけない。そして、課長さんが来たという話はちょっと地域の人に聞きましたので、その辺はわかっています。それは私が建設課にいつてこういう状況ですと、その朝一で行った後だったような気がします。やっぱりそういう情報が来る前に、やっぱり話としては出ているわけですから、ぜひすぐ行ってもらいたい。そして、四、五日たってからやったと、そして今課長が林道と言っていますけれども、橋あるところまでは町道だそうです。私聞きました。その町道までがとりあえず大変な状況だったと。そして、巡視のパトカーも行ったんですけれども、パトカーも路肩に落ちるぐらい大変な状況だったということを、多分行政の担当の建設課は多分理解していないと思います。だから、それをやったのは、あくまでも地域の人たちが稲刈りをしなきゃいけないから、近々にやらなきゃいけないからやったんです。それも被災して次の日、2日目の朝にはもうあそ

こを通れるように穴とか全部やっていました。やっぱり橋までの町道の並石線の部分があります。その辺はやっぱり緊急に、この時期大切な時期だと思います、農家の人たちにとっては。だから、そういった面でもやらなきゃならないこと、今やらないことをやっぱり判断して即決で行うのは、やっぱり行政だし担当課だと思います。その辺ひとつ今後もいろいろなことが発生すると思いますが、とりあえず早めに緊急処置をとって、町民の人たち、そして今回は農家の人たち、稲刈り時期、その辺の対応、素早く今後お願いしたいと思います。終わります。

○委員長（星 喜美男君） 鈴木委員。

○鈴木春光委員 二、三お聞きしたいと思います。まずもって134ページの道路改良費の中の19節負担金、補助金及び交付金の中の国道398号改良整備促進期成同盟会負担金とあります。この2万円の計上なんですけれども、この負担金は、例えば管理運営費なのか、その内容ですね、中身を教えてください。つまり、管理運営費なのか、あるいは維持整備というようなために計上あるいは負担するものなのか、それが1点でございます。

次に、136ページ、道路新設改良費の中に、改良費の13節委託料、横断1号線道路概略設計業務委託料ということで160万円余り上がっているんですけれども、これはどこなのか教えてくださいということと、それから同じく136ページ、河川費の中の報償費あるいは委託料にかかわるんですけれども、まずもってその13節委託料ですね、緊急時強制排水委託料、このことについて、その内容等々をお知らせ願いたいと思います。

○委員長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（西城 彰君） まず、国道398号線の改良整備促進期成同盟会ですけれども、これにつきましては、3市2町、石巻、登米、栗原それから南三陸町、女川、国道398号線の市町になります。それで、主に国道398号線の整備促進の要望活動、こういったことを行っているところでございます。それで、この部分については、町の方でいろいろな舗装ですね、入谷あたりもちょっと舗装を改良しましたけれども、そういうところとか、狭隘な、国道398号線、南三陸町分は大分改良はされていますけれども、まだきついカーブのところもございしますので、そういうところを要望をしてやっているというところでございます。

それから、横断1号の委託料でございますけれども、これは横断1号を一昨年から2,500メートルを2カ所に分けて、昨年はそのうち1,000メートルですね、この調査をさせていただきました。それで、いろいろその工事費のかかる部分とか、カーブの改良とか、そういうものをいろいろ比較検討しながら、そういうものでもって地元に対して、用地関係者もそうなん

ですけれども、3月の下旬に説明会を開催する予定だったんですけれども、ちょっとこの震災でもって開催はできませんでしたが、成果については一応そういう比較検討のルートについては完成をさせていただきます。

それから、河川維持の委託料でございますけれども、これは町内に、今被災してなくなりましてけれども3カ所、塩入と汐見と南町に強制的排水ポンプですね、これを設置して、そこでその内水を排除するというので委託をさせていただきます。以上でございます。

○委員長（星 喜美男君） 鈴木委員。

○鈴木春光委員 その398号線なんですけれども、整備促進ということでの、そういったものを兼ね合わせた負担金だというようなことでございますけれども、今回特に398号線の中でも、例えば水尻橋を含めて戸倉地域、戸倉地域折立橋からあと滝浜、藤浜かな、あの辺までの道路が水没部分が非常に多いわけです。つまり、決壊あるいは浸水、そういった部分が非常に多い中で、今後戸倉地域にとっては、あそこの398号線の路線がいかにかそのまちづくり、集落づくり、そういったもの、あるいは業を営む上で必要な路線かというようなことからすれば、これは復興対応の中で十分にその考えていかなければならない大きな路線であると、幹線であろうと、そういうふうに私認識するわけなんですけれども、この辺の考え方をひとつお聞かせ願いたいと思います。それは、つまりは盛り土にしてそのかさ上げするのか、あるいは新設というようなことからして10メートル高台に路線をつくるのか、そういったような考え方をひとつお聞かせ願いたいなと、そういうふうに思います。

それから、河川の維持費でございますけれども、何回かお願いしてあるんですけれども、今回の津波なりあるいはその台風による河床というんですか、三角州ができたり、つまり土砂が流出してきて、そこに川底が上がって陸地化したというような解釈したらいいと思うんですけれども、そういうような状態のところ、例えば入谷を含めて各河川、八幡川、非常に底上げがなされているというような感じがいたします。感じというよりも、事実そういう実態にあらうかと思えます。そういう河床の除去といいますか撤去といいますか、そういう工事をこれは早急にやっぱり考えていただきたい。つまり、今回の台風15号、それほど大きな雨が南三陸町には少なかったんですけれども、例えば横山それから戸倉地区では水戸辺というか、この前線の関係なのか、その通り道というようなことからすると、その辺に大きく例えば30ミリを超えた雨が降っている、あるいは50ミリ近いというような話の中で、相当横山等々では、つまり横山をここであえて出すということは、仮設住宅に危うくば浸水したという現状を見た場合に、あるいはそういう話を聞いた場合に、そういう河床をいかに早めて

撤去、除去しておくその工事が必要かというふうに思いますので、その辺の考え方もひとつお聞きいたしたいと思います。

それから、横断1号線なんですけれども、横断1号線というのは入谷の横断1号線ですか。そういうふうに理解して、地元からいえば、合併以来あの横断1号線の路線拡幅整備、そういったものがいち早くできたらなというような願いが多分にありました。なかなか合併してから相当な年数がたっているんですけれども、やっとうまく始めていただくのかなというような思う矢先にこうした災害でございますけれども、ぜひやっぱりその、あの1号線は今回のような場合には、被災地の救済活動に日夜使われた役目の大きい路線でございますから、そういった意味合いからしても、ぜひこの取り組みを、これもあわせて今まで計画を立てていたものですから、そういったことの工事の着手といいますか、それが設計だけ1,000メートルできた、調査はできたという、できた分は工事が即始められるのか、あるいはこれから調査する分は、どのようなよう設計施工を考えてやられるのか。非常に狭隘な路線でございます。路幅が非常に狭い、カーブが多い、そういったような実態を踏まえての改修、修復工事でございますから、ぜひその辺も考え方に重点を置いて事を進めていただきたいなど、こんなふうに思います。いかがでしょう。

○委員長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（西城 彰君） 戸倉地区の国道398号ということで、前回もちょっとお話させていただきましてけれども、まず、河川の改修計画とか、それから、あとその防潮堤の高さとか、その背後地の整備の仕方というものがまだしっかり決まっていないところもございます。それから、この国道398号線につきましては、この南三陸だけではなくて、シンスキ女川とか石巻ですね、こういったところも浸水していますので、この部分についてはこの同盟会、いろいろな考え方ができますので、いろいろそういうものの要望活動というものも当然やっていかなければならないと思いますし、その防災用のその道路としては、やはり今後のそのまちづくり計画と密接なかかわり合いがあると思いますので、そういう動向を見ながら、やはり県の方に要望していかなければならないと思います。

それから、津波あるいはその台風の大雨によって、河川にかなり土砂の閉塞といいますか、そういったところも見受けられます。この部分につきましては、浸水域につきましては、これは災害査定を受けた後に河川のその災害復旧というところが出てきますので、その辺をもう少し状況を見て対処をしなければなりませんと思いますけれども、ただ、どうしてもその危険な状態、安全が損なわれる部分については、二級河川であれば宮城県の方にこちらの方で

要望させていただきますし、町の管理の河川であれば、そういうものについて対策を施していかなければならないと、このように思います。

それと、横断1号でございますけれども、これは概略設計を今回まとめたというところでございますので、これからこの辺のその補助事業としての採択、その採択になれば今度は詳細設計という、実際の道路をどのようにルートをつくっていったって、用地買収も含めてそういったことに着手するわけでございまして、今後の全体のその復興計画とか、そういうものにとらみ合わせながら、この辺の時期については検討をせざるを得ないのではないかなというふうに思います。

○委員長（星 喜美男君） 鈴木委員。

○鈴木春光委員 順序を隔てて事を始めるというふうに承るわけなんですけれども、例えば398号線、町の方針として、例えば戸倉地区、一例挙げてみましょう。現在のところを復旧させるのか、あるいはそれが作業道として維持していくのか、あるいは、つまり作業道というのは、職住分離型の構想が今打ち出されているようでございますけれども、そういった観点、そういったことを考えた場合に、そういうふうに位置づけて考えられるのか、さらに、防災の関係からすると、10メートル以上の波で大被害をもたらした現状を踏まえた場合、本当にそこをかさ上げして、それが保たれるのかという考え方なんです。そういった場合には、そこも現在通行できるようになっておりますから、さらに進めた、398号線をその10メートル以上の高台に路線変更をするんだというような考え方がないのかどうかです。つまり、新設の398号線を促進協議会ですか、そこへやってもらう、あるいは県にこういうことを、あるいは国に要望しているのかどうかということですよ。もし、要望しているとしたらば、何回ぐらい今まで足を運んで、その状況を知ったか、知っていたか、その辺398号線についてはお願いしたいと思います。特に戸倉地区の398号線は、完全水没と言っても、あるいは完全崩壊と言ってもいいぐらいの被害状況でございますから、そういった意味合いでは、かさ上げだけでは、到底今後将来を見据えた場合に、ビジョン構想の中では、少し考えをさらに新たに持っていたかなければ復興のなすすべはないと、こういうふうに思うからでございます。この辺もお聞かせ願いたいと思います。

そして、さらに横断1号線のことでございますけれども、合併して相当な年数がたっておって、昨年度から始めたわけなんですけれども、この問題も、今回の救済活動などについては相当活用された道路でございます。その道路が、合併以来ずっと要望し続けてきたにもかかわらず、まだ着手、着工ができないと。せめてその立木伐採ぐらいしておったらば、相当大

型車両の通行を容易にいただろうというようなことからしても、手がけられるところからやっぱりやってほしいなど。図面ばかり何回もそれは、その必要性はあろうかと思いたすけれども、事が起きた場合に役立つ道路、活動できる道路、そういったものに常に整備をしておく必要性があろうかと、こういうふうにするからお尋ねをするわけでございます。その問題についても再度お聞かせ願いたすと思いたす。せめて支障木と称される立木の除去、そうすることによって、大型車両、ポンプ車両、救急車両、すべて通行が容易にできるということからして、そういうものもどういうふうに考えておられるのか、その辺もあわせてお聞きたすと思いたす。

それから、河床の問題ですけれども、これは河床と申しますと、多少でもいいからやったださいよ。手がけられるところからやるようにしていただきたい。これも県の方へも、二級河川の分は県管理だったならば、県の方へももっと足を運んでいただいて、そして被害が起きる前に、災害が起きる前にやっぱりその対応をしていただきたいなというふうに思いたすので、その辺もあわせてもう一度お聞かせ願いたすと思いたす。

○委員長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（西城 彰君） 国道398号線、県で災害査定をこうやっていくわけですけれども、まず今後どのようにそれを復旧するかということにつきましては、高台移転とか町の計画がまずしっかり決まらなないと、県の方もその今のルートでいいのかどうかという判断がきかないと思いたす。それと、やはりその河川ですね、河川の高さの問題もございすので、やはりその辺がもう少し見えてきた段階で、そういうルートの話とか、そういうものが具体的にはできるのではないかと思いたすけれども、ただ、ご指摘のとおり、やはりその防災上のその道路の問題ということになれば、現状でどうなのかということについては、やはりそれぞれいろいろな見解があるのではないかと思いたすので、そういうところにつきましては、今後の計画の見きわめ、あるいは災害査定を見きわめながら、いろいろその県と協議、要望をしていくことになるんだろうなと思いたす。

それから、横断1号でございすけれども、その事業、すぐにできるかどうかということについては、非常に不透明な部分でございすので、とりあえずそういう支障木、そういうところについては応急的な対応、これまでもいろいろその横断線1号沿いに、枯れ木とかがやはりそのままの民地に立っていて危ないもの、これらについては、昨年度も町の方でそういうものを、伐採を地権者の了解を得ながらやってきましたので、今後とも今の現状について安全性が確保できるような、そういう維持管理の対策はとっていきたく思いたす。

それから、河床の整備につきましては、本当にそういう危ない部分については手をつけなくてはならないと思いますし、二級河川につきましても、今災害査定という部分がございますので、応急的なものは既に土のうを積んだり、こういったことはしているんですけども、今すぐその災害査定の前に河床整備ができるのかどうかということになりますと、やはり災害査定の結果を見て、それでまたその対策を施していかなければならないと思いますし、ただ、海沿いのかなり浸食されている部分もございますので、そういったところについては応急的な対策というのも今後またこう要望をしていかなければならないと思います。

○委員長（星 喜美男君） 鈴木委員。

○鈴木春光委員 3回でやめるかなと思ったんですけども、どうも納得がいかないんですね。一つは、すべて災害査定、災害査定はいつごろやるんですか、これは、災害査定は。災害査定してもらうためにどういうふうな手続き、手順を踏んでいるんですか。半年ですよ、災害から。やはり、こういう災害査定急いでもらって、その復旧・復興に役立てていただきたいと、そう思いますよ。

それから、398号線も、その復興計画が定まらないから、そのルートについてはまだはっきり示せない、そのとおりだと思います。思いますけれども、災害復興計画は9月いっぱいできるはずですよ、災害復興計画は。まだできていないんですか。できていたら、9月いっぱい町長が答弁していますよ。9月いっぱい出せるんだと。もし、できていたら出してもらいたいですよ。できていたら。そういうように、どうもその質問に対して前向きな姿勢が感じ取られないというような意味合いからすれば、できているはずの復興計画もあわせて、この決算、決算から予算へ行くんですから、そういう意味合いであわせてやっぱり論議してもらう必要性もあろうかと思しますので、もしできていたら、復興計画立案書提出していただきたいなと、そんな思いでございます。

それから、こういう復興計画ができなくとも、復興計画に近づけるようにその、あるいは将来に向けたビジョンに近づけるように、この半年の間でどういうふうに進めてこられたのかなというふうな思いがしますよ。そういうことを考えていただきたいなと思います。

そういうことを頭に置きながら、一日も早いそういう査定あるいはその復興に取り組んでもらうことをお願いして、質問を終わります。

○委員長（星 喜美男君） 暑いですので、暑い方は上着を脱いでよろしいです。

ほかに。三浦委員。

○三浦清人委員 おはようございます。それでは、最初に委員長、9月の29日までに委員会で協

議をしてきたわけですが、その中で私がネルソン・キャピタルの会社の委任状と印鑑証明の提出というお話をしたところ、後日出すというようなお話でしたので、その書類がどうなっておるのかですね、きょうあたり出ているのかなと思って来たんですが、出ていないものですから、準備してあるんですか。あれば早急に配付をしていただきたいというふうに思います。

それから、土木費ということで、道路関係のこうあるわけですが、この建設課長かな、町道になっているから、平成の森への、今仮設住宅があるんですが、登り口ですか、入り口からちょっと入ったところがもうものすごく道路がでこぼこというか、そしてこの間の雨でまたさらに削り取られて、車の通行が非常に困難を来しているというのはおわかりでしょうけれども、あれ早急に簡易舗装というんですか、何というんですかね、やり方はわかりませんが、それをやっていただきたいということが一つであります。

それから、住宅費になるんですが、この公営住宅、今後の公営住宅の入居者の数とか、これいつごろあたりから希望というか調査して、どういった場所にどれぐらいの戸数を建設する予定なのか、どれぐらいからその具体的に動いてくれるのかなと、住民の方々もかなり心配しているんですね。高台移転という話もありますけれども、2年後、3年後の計画、今から立てている方もおりますが、まだ見えない方も結構いるわけです。というのは、その要因としては、やはり住宅ローンがまだ残っていると、場所を見つけてもすぐには建設できないとか、そういう方々が結構いるわけです。そういう方々につきましては、やはりまずもって公営住宅に入ってから検討したいという方々も、大部分の方々お話を聞きますというものですから、そういった方々に対しましても、町としてこれぐらいの公営住宅、この場所にやりますよということをはっきりと早めに出しておく、心配というか安心して生活していけるのかなと、そんな思いで今質問に立っているわけでありまして。そういうことでお願いしたいというふうに思います。

それから、がけ崩れありますね、海岸とか何かのがけ崩れによって、今地震、津波では余り被害は受けなかった建物があるわけです。しかし、そのがけ崩れによって、そこにまた引き続き生活するには難しいというところも結構あるわけです。そういうその崩れたあるいは浸食された、津波で浸食されたそういった箇所の復旧といいますか、改修といいますか、そういったことは町がやるのか、あるいは県がやるのか、国がやるのか、それがどうなっているのかですね。そして、町がやるにしろ、県がやるにしろ、国がやるにしろ、いつごろからそういうもののその改修が始まるのか。といいますのは、もし改修ができなければ、家を引

っ張って、土地が前にまだあるから家を引っ張って、そこで住みたいという方が中にはいらっしやるようです。しかしながら、その引っ張る際にかんりの経費、数千万という金がかかると、できるのであれば現状の建ったままで、周りのその浸食された部分を直してもらって、そして住みたいという方もいるわけですので、そういう箇所についての復旧、改修は町がやるのか、国がやるのか、いつやるのか、そういったことの質問であります。

それから、これはどこで聞けばいいかなと思って、今考えておったんですが、前にも9月の定例会に入っても、町長いろいろと新聞紙上でにぎわしていました、そのシビックホースですね、NGO団体、大変町にとってはありがたい団体で、いろいろな物資いただいたり利用させてもらったりしているんですけども、このシビックホースと町とのこの賃貸契約が結ばれているわけだと思うんですが、これは総務課長の関係かな、その賃貸契約書はどうなっているのか、内容ですね、それをもしあればコピーして私どもに配付していただきたいというふうに思いますし、そこには電話番号書いていますかね、もし電話番号が書いていないのであれば、電話番号を教えてくださいということです。

それから、いいですかね、委員長、引き続き。（「続けてください」の声あり）それから、先般鉄くずの処理についてですね、売り上げ状況といいますか、有価物ということで、大きく2社に販売をしているんですが、1回目のその状況、売り上げ状況というのが8月だったかな、1回目もらったの、7月だったか、私もらっているんです。そのときに、6月の売り上げが2,588万円という、だったんです。この間9月の28日ですか、私たちにわたったのが2,430万円ということで、額が150万円ほど下がっているんですよ。それで、これはどういうことかなということですね、その違いです。トン数も変わっているんです。いつ、どこでこの150万円がなくなったのか、その辺ですね。この款でもっての質問はこれぐらいです。

○委員長（星 喜美男君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君） それでは、最初に1点目の用地取得にかかわりますその委任状と印鑑証明書の書類の関係でございますけれど、その分については手持ち資料でございますのでお渡しできるんですけども、過日三浦委員の方からも、今回の委任状については遡及をして発給してもらっているということについて説明を、遡及というのはその8月8日付で委任状を提出してもらっていることについてのその有効性についてご指摘がありまして、その際しかるべきところで、いろいろその有効性について検討させていただきたいというお話しをさせていただきますまして、過日県の町村会の顧問弁護士、法律事務所の方にその辺照会をいたしております。その内容も含めてお話ししますけれども、契約書そのものについては有効性は

あると、委員からもご指摘がありましたように、いわゆる第三者に対する対抗要件としては、やはり委任状等の補完が必要だろうと、それで、その遡及をすることについても、特段問題は無いのであるんだけど、という話なんですけれども、なお、それを補完するのであれば、やはり代理権限証明という、いわゆる追認という形で代理権限証明というものをやはり発行してもらって、そして補完しておくのがなお正しいだろうということの指導をいただいてまいりました。それで、早速相手の会社の方にその旨を連絡いたしまして、その証明書の発行を今お願いしておるところでございまして、近日中に届けていただく、早速今、議会開会中なので早々をお願いをしたいというお話をしておりますので、それが届けば、そういった委任状も含めて資料として配付しようと考えておりましたので、今朝ほど、委任状と印鑑証明の分だけでもとりあえずいいということであれば配付できますけれども、それを取りそろえてからと、その有効性の話があったということとの関連からそういう対応をさせていただきましたので、よろしくをお願いをしたいというふうに思います。

○委員長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（西城 彰君） まず、平成の森の入口でございましてけれども、これは既に阿部伊組の方に工事をお願いしてございまして、これは今そこを舗装する方向で今進んでいますが、なかなか舗装屋がすぐにちょっと来てくれていないので、その辺できるだけ早くその部分は舗装できるように、こちらを進めてまいりたいと思います。

それから、公営住宅、今後の見通しということなんですけれども、まず、今月から来月にかけて、被災者に対する公営住宅に対するその意向調査というものをやります。それで、その調査に基づきまして、どれくらいの、一度これは復興推進課の方で調査しているんですけど、またちょっと詳しい部分を復興推進課の調査と一緒にやるような形に今考えてございます。

それから、11月の中旬に災害査定を今受ける予定でございまして、約全壊が2,400世帯ぐらありますので、それについての災害査定を受けて、公営住宅の……（発言あり）これはそういう流出も含めてなんですけれども、その中で公営住宅の災害の対象戸数というものが決まります。それに基づきまして、今度は事業の実施という形になるんですが、これにつきましては、公営住宅の敷地を、今後その土地区画整理事業あるいは防災集団移転の中で求めていかなければならないものですから、その辺の動向を見ながら、そこにその地区に必要な公営住宅、その辺の計画をするような形になると思います。

それから、海岸とか個人のがけ崩れということでございましてけれども、海岸につきまして

は、建設海岸それから農地海岸それから漁港海岸と、漁港海岸でも町が管理している部分と県が管理している部分がございますので、この辺の一つの区分けの中で復旧というものが、今いろいろ堤防の高さ、それから構造、こういったことが今いろいろ検討されていまして、まだしっかりその方向性が定まってございません。もちろん、この部分の災害査定も11月までこれはかかっていきますので、その辺で建設海岸についてはそういうふうな、海岸についてはそういうふうな決まり方がしていくと。それから、あとその個人のがけ崩れということなんですけれども、これは急傾斜地の崩壊事業と、そういうものがあるんですけれども、がけ地が高さが10メートル以上で10世帯以上あれば、国の補助事業でできますと。それから、あと5メートル以上5人であれば、県の事業でできます。それから、あと2人以上でも、災害関連でそういう事業の該当というのもございますので、そういう各その管理区分によって、事業というものがおのずから決まってくるのかなというふうなところでございます。

それから、鉄くずの処理でございますけれども、私一番最初に質問されたとき、自分のちょっとノートのメモで多分回答をしたと思うんですけれども、その部分で少しトン数と金額に多分この差が少しあったのかなと。それで、それ以降6月、7月ですかね、その資料と、あと今度9月、今回の特別委員会の中でも資料を出していますけれども、その数字については特に変わってはいないと思いますので、大変申しわけないんですけれども、そういう形でちょっと訂正をさせていただきたいと思います。

○委員長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 公益社団法人シビックホースとのトレーラーハウスの使用貸借契約書でございますが、今定例会で契約書のコピーお渡ししたものと思っておりますが、もし今お持ちでなければ休憩間にコピーさせていただきます。お渡しをしたはずでございますが。

（「ある」の声あり） ええ。契約書には電話番号記載されておられませんので申し上げますので。東京03-5213-4930、公益社団法人シビックホースの電話番号でございます。以上でございます。

○委員長（星 喜美男君） 暫時休憩を行います。再開は11時15分といたします。

午前10時59分 休憩

午前11時14分 開議

○委員長（星 喜美男君） おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。三浦委員の質疑を続行いたします。資料を配付してありますので、よろしく申し上げます。三浦委員。

○三浦清人委員 公営住宅につきましては、これから意向調査と、入居希望者もとるということでありますけれども、まだその11月中旬に災害査定を受けてから災害住宅の戸数が決まるというようなお話であります。そうしますと、11月にならないと、来月の中旬を過ぎないと、この入居希望者ということもとれないという形になるんですかね。それとも、入居希望者は入居希望者としてとるとというような話ですか。その辺のところ、住民の方々へのお知らせとか説明をどのようにしたらいいのか、その辺のところをお願いしたいと思います。

それから、道路維持費の平成の森の入口の整備ですけれども、そうしますと阿部伊組さんをお願いしていたということで、そうすると何ですか、舗装屋さんが忙しいからということですか、やれないということは。阿部伊組さんに依頼して、いつごろできるでしょうか、大体予定とすれば。いつごろまで完成する予定ですよという話をしなければならぬからね、いつになるかわかりませんということにはいかないのですね、その辺です。それで、契約結んでしまったんですか、阿部伊組さんとは。舗装屋さんがやるんでしょうけれども、急いでやってほしいわけですね。だから、もしやれないのであれば、別な業者さんをお願いして、急いでやれる業者さんだったらどこでもいいから、それをやっていただきたいというふうに思います。

それから、代理権これは何ですね、その前に、課長の鉄くずの関係ですが、メモをとっていたやつをお知らせして間違っただけというようなお話ですが、そうじゃなくて、私たちに文書で配付になっているんです。8月だったか7月だったか、4、5、6の処理数量と金額ということで、これのときに載っておった金額、トン数、金額よりも、先般配付になったトン数、金額が少なくなっているんです。多くなっていれば、6月の途中までということでプラスになりましたよということではわかるんですけれども、9月に配付になっていたのが、7月か8月に、私も日にちちょっとつけていないんですが、配付になった数字よりも金額、数量とも少なくなっているものですから、なぜ少なくなったんですかという質問です。

それから、NGO団体の、あのトレーラーハウスの賃貸契約、配付になっておりました。見えておりました。要は、私なぜ質問したかということ、一たんそこに備えつけたトレーラーハウス、例えば3カ月とかあるいは10カ月とか1年とか動かしてはだめだというような条項があるのかなということでお話ししているんです。であれば、まだまだ町長のところの敷地においてもいいんでしょうけれども、載っていないんですよ、こういうのね、その敷地から移動することはできないとか何とかというのはね。それで、9月の18日段階で、町長がこれは産経新聞ですね、撤去するというお話をしているわけです。それが全国の方々に新聞報道で

すからわかったわけですよ。なおかつまだ、それからあれから18日ですから、この8日来ると、約20日間過ぎても移動しないということになると、なぜなのかということになってくるわけです。ですから、何日か前にも言いましたよね、早く撤去した方がいいですよと。置けば置くほど町民の方々が非常に迷惑をかかっているんです、町民の方々にね。いろいろなことを言われているものですから、だから一日も早く撤去してくださいという話もしたんだけど、まだいまだにしていないということは何かあるのかということも思って、今質問しているわけですけども、どうですか、その、私の方でこのシビックホースに電話を入れて、撤去する時期など聞いても構いませんか。なかなか皆さんの方からお話ができないとすれば、だって私たち議会議員として、町民の方々これ以上何だかんだ悪いことを言われるのに我慢できないんです。町長はいいでしょうけれども、私たち我慢できないんです。あなたが何と言われようがいいんですが、町民の方々が言われているんです。ですから、先ほど電話番号を聞いたんですけれどもね。とにかく、何です、電話して聞きたいと思います。なかなか電話していつになるのかわからないようであればですよ。

それから、特殊なトレーラーハウスということだから、そのトレーラーを引っ張る道具がなくてはだめなのかな。それで、一般のこの町内にある業者さんには、そういった車、移動する車を持っている方がいないのかどうか、その辺もやっぱり、設置した方々でないと移動できないのか、その辺のところの確認というのか、それがどうなっているのか、そういうことの質問です。

それから、印鑑証明書、委任状、すると、これ印鑑証明書8月の8日にとってあるんですね。8月8日。これはさかのぼって印鑑証明をとるということではできないわけだと思うので、このときはもう既に印鑑証明が、ただ8日の日の委任状のですね、8日の日の委任状、8日の契約、それで印鑑証明1日遅れていると、これでも別に問題ないのかということなんですがね。あとで代理権のその証明というか、これがあればいいんだということで、後日それが作成して送られてくるということでありますが、私たちの客観的なものの考え方とすれば、証明すると、契約だ、契約するに委任状がその前もっての委任状で、例えば7日でもいいや、うそでもですよ、7日でもいいや、この日にちが7日、そして6日ごろの印鑑証明であると、ああ契約の前にとってあるんだなということなんです、逆であるから、果たして何だか後でとってくっつけたようなやり方を今、何でも今までしているようですけどもね、果たしてこれが客観的なものの考え方として果たしていかなものかと、法律では問題ないからいいんだということになるかもしれませんが、物事というのはそういうものではな

いのではないかなという感じがするんですがね。後から何でもつけてくるようなんですよ、今回のこの土地の取得については。それで、なかなかクエスチョンマークがなおさらその大きくなってきました。それで、このヤマナカさんという方、電話番号聞きまして、もう既に町長、副町長、ヤマナカさんから連絡あったと思いますけれども、私も電話を入れて話をしました。38分ぐらいですかね。それで、話を聞いて、なおさらそのクエスチョンマークが大きくなりました。それだけはお話をしておきたいと思います、今の段階ではね。どうも腑に落ちない点がいっぱいありました。これは何かの手法で、手段で、その解明をしていかなければならないかなというふうに思います。

後は何だったかね、まずもってその辺だったかね。私の質問したところ。

○委員長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（西城 彰君） まず、入居希望者ということなんですけれども、災害査定が、災害査定を受けて、最大戸数、その被災した公営住宅何戸建てられるかというものが災害査定で決まりますので、その後にその土地区画整理事業、あるいはその防災集団移転の場所とか、それから、その場所に何戸建てるかというふうな具体的なそういう計画をしていかなければなりませんので、その災害査定を受けてすぐ入居者を応募というわけには、ちょっと行かないと思いますので、後は具体的に公営住宅の建設する場所に対して入居者の意向がどのようになるのかということもございますので、そういったところを、そういう方針というものをまず災害査定後に決めていかなければならないと思います。

それから、平成の森につきましても、けさもちょうど阿部伊組の社長とこの辺の話していますので、できるだけ早い時期にこれは何とかこうやりたいと思いますので、また具体的な日にちというのは、今ここでは申し上げられませんが、またちょっとその辺は催促して、早い日にちをできるだけ見出していきたいと思います。

それから、あとその鉄くずでございませけれども、もう一度ちょっと午後に明細をちょっと確認させていただいて、ご回答させていただきたいと思います。

○委員長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 移動の手配につきましては、既にお願いはいたしてございます。

○委員長（星 喜美男君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君） その委任状と印鑑証明の関係でございませけれども、まずもって委任状については、何回もお話を申し上げているように、遡及して後日いただいたということでございまして、8月8日付ということでございませ。印鑑証明が8月9日付でございませ

れども、これは8月8日に契約においでになったときに、以後いわゆる嘱託登記、決定であればそういう登記上の関係がございますので、印鑑証明をとっていただきますということで、翌日とったというものを送付いただいていたものでございます。それで、委任状に、すべての契約事務でございますけれども、委任状にその都度、入札であれ何であれ委任状すべて必要なわけでございますけれども、委任状に印鑑証明が委任者のものが必要かということになりますと、必ずしもそうではないということで、特に、本件なんかについては嘱託登記という形で、実際登記事務に入る段階では、制度上そのようにして委任状あるいは印鑑証明というものが必要、これは個人であっても実印の印鑑証明でございますから、そういうものは必要でございますけれども、うちの方でいろいろこれまでの契約事務について、委任状のときに印鑑証明をセットで提出を願っているということはございません、というのが一つ通例でございますし、もう一度繰り返しますけれども、この日にちが違いますのは、翌日、今後の事務手続き等に必要になるんだろうということで、印鑑証明をとっていただきますということで、翌日発給をいただいたものを送付いただいているということでございます。

○委員長（星 喜美男君） 三浦委員。

○三浦清人委員 とにかく、公営住宅の希望、入居希望の意向調査を急いで、そしてどれぐらいの方々がどういう場所を希望しているのかとかですね、皆さんから聞けば、自分が今まで住んでいたところの高台というのは当たり前のお話であって、ですからその辺の、皆さんどうなるんだろうという、7カ月がなろうとしているときに、どうなるんだろうということで心配していますので、早くその町の態勢といいますか、状況といいますか、町の進むやり方の方を、住民の方々に安心して生活できるように、一日も早くそういった決定といいますか方向性を打ち出していただければなというふうに思います。

それから、道路の維持の話も、社長ときょうもお話ししているということでありましょうから、多分近々やるのかなということで、余りやらないようであれば、別な方をお願いして急いでやってもらえば、業者さんいっぱいいますから、お願いしたいというふうに思います。

それから、そのがけ崩れの話、2回目しなかったんですが、場所によってはその国がやるか、あるいは場所というか、その災害の大きさというか、によっては県かなという話がありますが、これは後日、現場等も担当の方にも1回見てもらって、それで検討していただきたいというふうに思いますので、その節にはひとつよろしくお願ひしたいというふうに思います。

それから、そのシビックホースの関係、そうすると、移動の方で手配が済んでいるというこ

とで、後はでは向こう待ちですね、向こう待ち。これね、町長の周りには副町長とか総務課長が常にいるわけですから、あなた方もやっぱり話さなければだめなんです。町長いつまでも置かれせんぺさ、いつなにすんのっさ、どういうふうな状況ですかと、このまま置けないから、少し早めにやるすぺやとか、だれあんたたち何のためにそこにいるんですか。そういうことも語らなければならない立場なんです。議会でいちいち取り上げられて、何だかんだ言う前に、言われぬようにするのもあなた方の仕事なんですからね。

それから、鉄くず、では後でね、午後ですか、どちらが正しいのかきちんとしてもらわないと、事務的なことですから。

それから、この代理権の証明になるものということが後日だということになりますが、これはどうなんですか、本会議にかかって、これがまた決定になるんですけども、特別委員会では不採択ということですが、それまでに間に合いますかね。この代理権の関係。

それから、これまではそういうものは委任状か印鑑証明、町が契約する際にはとっていないということで、必ずしも必要かというようなお話ですが、契約する際に、何の契約もこれまでは会社の関係のない方と契約結んだことはありましたかね。それを言っているんです。全く契約に、契約する会社が契約書を結ぶときに関係のない人間がこれまで何度来たんですか。何度か来ましたか。それを教えてください。どこの会社で何件あったのか。それにもそういう印鑑証明も委任状もとっていないから、必ずしも必要ではないという今話ですけどもね。これまでもそういうふうにとったことがないというお話ですから、多分会社の関係のない方が来ているんでしょう、契約に。それはどこの会社で何という事業で、どの契約書、どんな契約書なのか。名前は何という方が来て、会社と関係のない方が来ておったのか。それから、その山中さんという方、先ほど私電話をしたということですが、電話番号かけたら、ある人物が出ました。ただ、その山中さんだというその証明するものは何もないんです。それで、私、副町長が山中さんの電話番号だということでお知らせいただいて電話したんですが、お話しした男性は確かにおりました。しかし、山中さんだという確定するものはないんですね。そこが非常に難しいところです。それで、内容につきましては、おいおいにお話をしたいと思うんですが、いずれにしましても、全くその何というんですかね、会社の株主であるという証明もないし、あなたたちが契約を結んだという方の山中さんだというその証明というのは何でわかったんですか。それで、名刺が震災で流れたというお話ですが、最初その名刺もらったときに、肩書きがあったわけですよ。何という肩書きだったんですかね。ただの名前だけだったのか。第一、その代表取締役の方が今どこにいるかわから

ないんでしょう。わからない方から委任状をもらえるんですかね。そうしますと、この印鑑はどこにあるんでしょう。印鑑は。まさか、ここの役場の中にあるんじゃないでしょうね。簡単に、いとも簡単にぼんぼんとこの証明書や何かとっているところを見ると、だれか総務課長かだれか管理しているんじゃないですか、印鑑。どうなんですか。どうもクエスチョンマークが多い、大きくなってきた。聞けば聞くほど、それで、何かいろいろな情報をもたらしましたら、そこに確認の電話入れた方、私も含めて3人だそうです。その辺あたりは町長、副町長に随時連絡は来ているでしょうけれどもね。こんなことを言われたよ、こんなことを話したよ、大丈夫、大丈夫、みたいな感じでやっているかどうかわかりませんがね。それで、私にお話ししたことと、また私以外にお話ししたことの内容がかなり違っているんです。その、私以外の電話をして受け取った話の内容を聞きますとね。それから、一番不思議だったのは、1回目の説明では、8月中に契約を結ばなくてはだめなんだということでやってきましたよね。そういう説明を私ども受けました。それで、私その山中さんといわれる方に、なぜ8月なんだと。そしたら、いやいや私たちは別にいつでもいいんだと、町が8月だと設定してきたんだと、ええ大丈夫ですか、いや議会はおれの方でまとめるからと、そうお話ししたそうですね。なんだ、まとめるからという意味合いがわからないですね。何でもかんでも議会はいうことを聞くから大丈夫だという意味合いなんですかね。私はそう受けとめましたよ。その辺がどうも話の行き違いなのかどうなのか、私たちちょっと、私はちょっと話を聞いて、ですからさらにクエスチョンマークが大きくなりました。それ以外にも、全く話が別な内容の話も聞きましたけれども、きょうはそこは差し控えますがね。まずこの話からしてみても、何とどういう何のやり方しているのかなということで、それで、いつもこれ語ると副町長しかしゃべらないから、果たして町長はまるっきり関係なく、蚊帳の外というか第三者的な考えで見ているようですけども、どなたでもまずわかる方がいいんですけども、確認ですが、これはこの土地の何というかこれまでの経過とといいますか、志津川リゾート開発というところが、結局お金を借入れ、担保にして借入れた会社というのが、東京シティファイナンスという会社だったかどうか、その辺の確認なんですね。それで、その会社からネルソンが債権を買い取ったと、そして競売に供したと、それで競売にかけて、自分の同じネルソンが落札をしたという流れでよかったかどうかですね。それで、その8,000万円の落札金額なんですけど、これ内容わかるかどうか、ちょっと私も電話でちょっと話はしたんですが、その辺の話の返答と、皆さん方の話の内容の確認のために聞くんですが、ネルソンそのものが8,000万円以下ではとてもほかのところには渡すことができないとい

うことで、自分のところで札を入れたんでしょうが、その際に、その何というんですか、競売がかけた会社が落札した場合、その現金の移動というものがどうなるのかですね、現金の移動。ただ、入札保証金は200万円くらいかな、これは積み立てなければ応札にはできないということですが、その結果が出て、差し押さえをしておいた債権を買い取った会社が競売にかけた際に、現金の移動というのはどうなるのかですね、その辺どういうふうに認識とかされているのかですね、その辺お聞かせください。

○委員長（星 喜美男君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君） いろいろお話いただきましたけれども、まずもってその山中さんの電話、携帯電話ということで、過日私電話番号、ご本人の了解もらいながらお話しして、ご本人とお話しをされたということですが、その方が、電話に出た方が山中氏であるかないかということを証明するものというようなお話されましても、なかなか私、今ここで何かそれを証明するというものはないのでございまして、いろいろお話の中で、当事者であって内容がいろいろどういってお話しされたか詳しくわかりませんが、お話しをされたということで、多分委員も山中氏という認識の中でいろいろ事情なり経過をお話を伺ったということだろうというふうに思うのでございます。

それから、さっきちょっと私、いわゆるその社員、まあ一般的なその契約に当たっての委任状のときのその印鑑証明の添付は必要がないというお話に対しまして、いわゆるこれまで今回のように、実質そのオーナーではありますが社員ではないという方と契約を結ぶ、のようなその経過が何回かあったかというようなご指摘でございまして、記憶の中では、確かにそういったものはございません。会社、いちいち大きい契約であれ、あるいは入札であれ、その方が社員であることの社員証なりの確認はとってございせんけれども、まさしく社員という認識の中でやってきているわけではございまして、そういったものについては、何といいますか、今回のような事案で、結果としてそれが社員でないというものと契約を締結するに、委任状なり身分をしっかり確認をしてこれまで契約をした手続き、行為があるかというご質問については、それは基本的にはないというようにお答えを申し上げさせていただきますというふうに思います。

それから、話した内容が違うということでございまして、どういってお話をなさったのかわかりませんが、その中でその8月に契約をして、8月中に決済をしてほしいというお話は、私どものお話としては、それは会社側の意向でございまして、それで、前の8月5日ではございましたか、特別委員会がこの場所であったときに、委員の方からも、その土地

の取得についてお話があった際にも、その間の経過などもお話ししながら、ちょうどそのころに、さきにオファーが来ている部分との結論が近々出るので、その上で町のそのいわゆる譲渡の要請については、改めてお話しをさせていただきたいということでございました。それで、ちょうどあの時期にその結論が出るということで、こちらからその後どうなったんですかというお話をしたら、実はそちらの契約については解除といいますか、お話がそこでとまっているということで、町側のその土地取得の要請にお答えをしてもいいというお話から、急遽それで8月の末までに決済をしなければならない、経理上というか会社の経営上の都合があるので、ということでございましたものですから、それは大変忙しい日程だということで、それで、いわゆる契約書上ごらんになってわかるように、登記がすべて完了したものを確認しない限りはお金をお支払いもちろんしないという契約でございますから、登記に大体担当から聞きますと、あれだけの筆数ですから10日から2週間はかかるということでございますと、議会の議決決定をいただくにはお盆前でないとなかなか難しいということで、ちょうど8月12日に別件で臨時議会を予定されておったものですから、では、それに上程をする手続きをするために、早々に契約の、仮契約の締結においていただけませんかということが、私どもの認識としては正しい認識でございまして、その三浦委員とお話をなさった方が、その、そうは言っていないという話については、それはちょっと私どもわかりません。それで、その後特別委員会に付託されて、なかなか8月中の決定が無理だという状況になってまいりましたものですから、改めてこちらから状況を説明をして、何とかその仮契約の変更手続きをお願いをしたいということで、今、仮契約の変更という形で経過しているというような状況が、我々としての正しい認識でございます。

それから、土地のその変遷でございますけれども、志津川リゾートから、これも実は登記簿謄本がいわゆる新しい所有権、競売に付されたことによってこれまでの経過が全部きれいになってしまっているんですね。それで、それ以前の震災前の登記の状況でありますと、志津川リゾートは当初多分私の認識では、記憶では、根抵当権をそこにつけておったのは東京シティファイナンスだということは記憶してございます。その後、3カ所ぐらい債権会社、債権回収会社の方に根抵当権が譲渡されている経過がございます。それで、ネルソン・キャピタル・パートナーズですか、ここに根抵当権が譲渡されたのが20年のころというように認識をいたしてございまして、そのときに町の方に、今回うちの方で根抵当権を譲渡を受けたので、それを競売に付したいというようなお話で、役所の方においでになったというように、記憶としか、土地の変遷についてちょっと今資料が、登記簿謄本上にも多分今載ってお

りませんので、ごさいませんので、私の記憶としてはそういう記憶でご説明を申し上げさせていただきますというふうに思います。

○委員長（星 喜美男君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君） 現金の移動については、手続き上、今回の場合はないということで、その辺の詳しい制度上のことについては、町民税務課長の方から説明をさせますので。

○委員長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部俊光君） 詳しくなるかどうかはちょっと、知っている範囲なんですけれど、まず、108万円の滞納繰越分の入金についてなんですけれども、裁判所の方から出納室の口座に入ってございまして、たしか3月の月上旬、震災のちょっと前ぐらいだったと思います。

それから、その競売で8,000万円で落札をしたと、通常であれば、私もその専門的な知識はわからないんですけれども、落札をしたネルソンさんが8,000万円を裁判所にまず売買代金でするので納めなくてはいけないと思うんですけれども、もともとその自分がまずその競売を申し出たわけですね。それで、2億円だったと思うんですけれども、2億円の債権を持っていたと。それで、自分以外のだれかが2億5,000万円とか3億円で買っていただければ、それは問題はなかったんですけれども、自分の持っている債権よりも1億2,000万円安い8,000万円で結局自分が落札をしたので、裁判所の方に申し出をすると、差し引き、ちょっと正確な名称は忘れちゃったけれども、差し引き納付の申し出手続きという手続きがあるんだそうなんですけれども、結局自分が欲しい2億円には到達していないので、8,000万円は払わなくてもいいですよというようなことで、結果的に現金の流れというのはなかったというふうに私は思うんです。それで、町に入ってきたその滞納繰越額の108万円については、これは恐らく裁判の予納金の中から108万円を充当して、残りをネルソンさんに裁判所がお返しをしたのかなというふうに思います。私の知識ではそういった流れでございます。

○委員長（星 喜美男君） 三浦委員。

○三浦清人委員 最初の話なんですけど、副町長が、これまではそういうものはとっていないと、印鑑証明も、委任状も。前にも私話したんですけど、何々建設とかといろいろ契約がありますよね、ものを買うといっても工事の請負契約にしろ、契約書ね、わかるわけです、常にやっているのは。ここはあの人は社長だ、あの人は専務だ、常務だ、部長だと、その方々が代理で来ましたよと、それはお互いにわかりますからね、それはそれとして文書で、あるいはその正式な委任状、印鑑証明云々でなくてもできるんです。ただ、今回の場合は、見たことも

聞いたこともない、それも社長ともお会いしたことのない、町がですよ、1億円近くの契約を結ぶ際に、何をもとにその相手方と契約したのかということです。後々問題ないのかということで、印鑑証明をとっておいた方がいい、実印が使われているはかどうか、それから、委任状も後々問題ないようにということで、私話したんですけれどもね。そういうことはないから必要性がないみたいな話をするから、これまでそれではこの町ではどのような会社と関係のない方と契約結んだのかというお話だったんです。それはないのが当たり前ですよ。あったら大変ですよ。だから、話にももう少し説得力のあるような話をしてもらわないと、いろいろと疑義が出てくるんです、一言一言。なぜかわかりませんがね。なぜかわからないと、わからないけれども、あなた方のしゃべっていることが一言一言疑義がもってくる、疑義が持たれる。はて、何なんでしょう。そこには何かがあるのかということになってくるんです。それで、その話は聞きました、私も確認。ただ、その内容を皆さんにお知らせするには、やっぱり専門家ですから、あなたは、その方がこの公の議場でお話することによって、皆さんも納得するわけなんです。そういうことです。ですから、この会社では8,000万円を用意することはできなかったということなんです。幾らでしたか、200万円ぐらいでしたかね、何ですか、預託というんですかね、入札参加する際に、200幾らだったかな、それぐらいだったと思いますけれどもね。それは準備したようですね。それで、この方からお話聞いたんです。この会社、ネルソンさんの会社、平成20年の7月に登記をしたんだけど、その営業実績というんですか、営業実績どうなんですかといたら、この土地1件だけだそうです。実績というか。あとはしていないと。それで、会社はどうなっていますかといたら、今休眠状態だと、休眠。そうお話しされましたよ。やっていないと。それで、休眠状態のときに来て契約結んだようですよ。それ、あとはまあ別な機会にお話ししたいんですが、ただ、副町長、あなたは今きょうもですよ、この11時38分に、8月の日にちは向こうからの要請だったという話しましたよね。この方はそうは言っていません。町が決めたんですと、町が8月にやるからと、それでいいんだと、議会はまとめるからとか、議会は任せろと言ったか、議会については任せろと言ったか、何と言ったかね、そんな、まとめると言ったんだね、丸めるじゃないですよ、まとめると言ったんですよ。丸めるという言葉では聞こえなかったですかね、まとめるということですよ。だから、これは私だけじゃなく、私以外にも電話した方にも、その8月の日程については町の方からの要請で決めたんだと、こうお話ししているようです。それ今確認して、私話したんです。話しているんです。私は、話すだけで、こういうときはね、自分だけではなく、裏といいますか確認、さらなる確認をとりなが

らお話をしています、すべてのことについてね。いい加減な話していませんから。そういうことで、その辺の行き違いとか話の内容が全く違うんですね。それから、この8月8日の委任状、8月9日の印鑑証明、そうしますと、これは来ていたわけですか、副町長、これは。うまいぐあいにそのとき持ってきていたのか。それとも後から来たのか。8月9日の印鑑証明も後から来たわけ。そうやってとれるんですか。向こうでとってあったのか。ああ、向こうでとってあったの。そのときには持ってこなかったんですか。だから、不思議に思ったんです。印鑑証明、この間印鑑証明を取り寄せる、委任状も取り寄せるという話で、きのう、おとといの日付なのかなと思っていたら8月8日だし8月9日の印鑑証明だから、そのときはもう1回とっていて、そのときなぜこっちに置いていかなかったんですか、そうだとすれば、何で言われてから向こうからとり寄せたんですか、準備していたものを。その辺もおかしいんです。どうなんですか。

○委員長（星 喜美男君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君） 最初のその委任状なしでの契約手続きについては、ちょっと1回目のご質問に対してちょっと粗雑な答弁でございまして、大変失礼をいたしておりましたけれども、ご指摘のような状況でございましたものですから、委任状等の添付が必要だろうと、そこで確認する手続きが必要だろうというご指摘を何回もいただいておるわけでございます、そのことに関してはご指摘どおり契約、適正な契約事務を進める上での環境不十分だったということで、手続きについてはおわびを申し上げながら、後日委任状の提出を受けて、一応補完をさせていただいたということでございます。

それから、会社の関係でございませけれども、多分お話を伺ったのをお話しだろうというふうに思いますけれども、あの会社はいわゆるSPCという特別目的会社ということのようございまして、いわゆる債権回収業に関する特別措置法等の適用を受けて設立した会社でございまして、本件を扱うだけの会社のようにございまして。したがって、営業行為とか、そういうものも特にしておらないと、休眠というのは、今結局、今彼らが扱っている事案については、今町との間で、議会の方でいろいろご議論いただいているわけでございますから、当然本件については今、南三陸町のテーブルに乗っているということでございまして、その他の物件等の扱いをしていないということですから、休眠ということが正しいかどうかわかりませけれども、いずれにしるこの会社、そういうSPCという形での特別目的会社ということで、債権回収をスピードを上げてやるために、こういうような手法がよく債権回収会社等でとられるようございまして、そういったことでつくられている会社だとい

うことはそのとおりでございます。

それから、まとめるというお話をなさったというご本人でございますけれども、何回もくどいようですけれども、ここは三浦委員が聞いた話と私が説明する話で食い違って、なかなか解決できないんですけれども、私正しく何回も同じことをお話ししているわけでございます、急遽なんで、ただし議会との関係については、それは私が決める話ではないので、議会の皆さんでご決定をいただく、その努力はさせていただきますという、しますというお話をしますけれども、私が議会をまとめますとかという話は、これは私も長年こういう仕事をしていきますから、それはそれぐらいの常識的な認識は私も持っておりますので、そこは誤解のないようにひとつ（発言あり）その相手の方が、まとめるという言葉を使って言ったのかどうか、それは私、その電話に私参画しておりませんので、私は何とも申し上げられません。

それから、その委任状の関係でございますけれども、まず8月8日の委任状については、さっきもお話ししたように遡及して、ご指摘をいただいて、確かに手続き上不十分だったという反省の中で、遡及した日付で委任状をいただいているということがまず1点でございますね、委任状ですよ。それが8月8日付でございます。それから、印鑑証明については、さっき冒頭この資料を配付した際に私お話ししたように、いずれ嘱託登記に入っていきますと、そういう権利書とか印鑑証明が必要になってまいりますので、そのときまた改めて委任状というのは、嘱託登記に関する委任というか、そういうものに必要なんですけれども、そういうことなので、お帰りになりましたら印鑑証明等の発給を受けていてくださいということをお話しして、多分社では翌日印鑑証明の発給を受けたということでございます、それを送っていただいているということ（発言あり）それはちょっと今は何日に送ってもらっているか（「きのう、きょうではないんだ」の声あり）きのう、きょうではございません。（発言あり）はい。

○委員長（星 喜美男君） 三浦委員、よろしいですか。（発言あり）まだ継続ですか。

それでは、昼食のための休憩をいたします。再開は1時10分といたします。

午後0時00分 休憩

午後1時08分 開議

○委員長（星 喜美男君） おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。三浦委員の（「委員長」の声あり）はい、鈴木委員。

○鈴木春光委員 議事進行についてお伺いします。14番の案件については、まだ質問があるよう

にお伺いしますけれども、この件については委員会でも設置して、後に協議してもらうように取り計らっていただきたいと思うし、そうでないと決算審査がなかなか進まないということで、委員長に進行上で申し入れをいたします。

○委員長（星 喜美男君） 大瀧委員。

○大瀧りう子委員 今のお話ですと、特別委員会の方に付託ということでしょうか。というか、よく内容がわからないんですけど、今ずっとこの問題については、14番議員がずっと審議して、質問しながら答弁してもらっていますので、これは引き続きこの委員会で、今引き続きやった方が私は、そして、それを早く終わらせてから、この特別委員会というか決算の方に進むべきだと思いますので、引き続ききょうの時点で終わらせたいと、そう思っていますので、三浦委員よろしくお願ひいたします。

○委員長（星 喜美男君） 暫時休憩いたします。

午後1時09分 休憩

午後1時10分 開議

○委員長（星 喜美男君） それでは再開いたします。

ただ今、先ほど鈴木委員より動議が出されておりますが、議題外と申しますか、この決算審査特別委員会終了後に、この案件は審査すべきだということでございますが、それに賛成の委員の起立を求めます。（発言あり）鈴木委員の……（発言あり）

はい、休憩いたします。

午後1時11分 休憩

午後1時13分 開議

○委員長（星 喜美男君） それでは再開をいたします。

鈴木委員の動議に対して賛成の委員がございまして、所定の賛成がありますので、動議は成立いたしております。

お諮りをいたします。

ただ今の鈴木委員の動議に対して、賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（星 喜美男君） 賛成多数であります。鈴木委員の動議は可決されました。

それでは、引き続き決算審査特別委員会を再開いたします。（発言あり）

○委員長（星 喜美男君） 休憩いたします。

午後1時14分 休憩

午後1時15分 開議

○委員長（星 喜美男君） それでは、会議を再開いたします。

7款の土木費に対する質疑を行います。及川委員。

○及川 均委員 それでは、7款の土木費ですね、ご質問いたします。これ住宅費ですね、今回の災害で、町営住宅が400戸のうち今260ばかり流出したという状況の中で、今議論がこうなされておるわけですね。それで、この来月までに調査をして、さらに11月末までには査定を受けて、そしてその後の集団防災移転事業とか、あるいは土地区画整理事業の中に組み込んで、そしてこの公営住宅でも必要数を建てるというような、先ほど課長から答弁あったわけです。それで、現在この公営住宅というものが260戸まずついて頭から流されたわけですね。その復旧をしなければならないということは当然の数のうちに入るわけですが、それ以上にこの被災されて仮設に入っておる皆さんが、多分にその流出分に匹敵するぐらいのまた需要が出てくるのではなからうかなと、こう思うわけですね。それで、このことは先般戸倉地区からアンケート調査が出された。その中で、比較的十何%ですか、そういった公営住宅を望む気持ちは比較的少なかったという、私なりにはこう見たんですが、これとて、いわゆる条件次第だというふうに私はこう解釈しておるんです。それで、その条件によって、家も小屋も要らないと、屋敷も要らないと、町営住宅さえ立派なのをあてがってもらえば町営住宅の方がいいと、もう頭から割り切っている方々もいっぱいある。そして、私の仮設に暮らしていると、身の回りあたりのほどに皆さんの声が聞こえてくるんですが、なかなか国のその高台移転の方法、方策も見通しがつかない中で、一体どういうことになるんだろうかなというところで、焦りを皆さん覚えているわけですね。そうした中で、一番手っ取り早いのは、その高台移転でも何でもいいから、そこに公営の住宅さえつくってもらえば、何も私は100坪も何も要らないという人たちがかなりあるということなんですね。このことが、逆にその高台移転の足引っ張りになるのではないかという考え方も出てくるわけですね。そこらの、鶏が先なんだか卵が先なんだかというような今議論みたいになりますけれども、その仮設、公営住宅を望むのか、本当に一戸建てを望むのかという、その最初の調査によって、このデータはかなり違ってくるだろうなと、こう思うんですね。それで、望む人は頭からもう私は100坪の土地が欲しいという方と、いやいや、その土地だってただもらえる

んじゃないというし、それなりのただ借りて使うのであって、それなりの借地料も払わなければならないんだぞ、100坪で狭くてわからないしと、さまざまなこう何があって、何も公営住宅さえ用意してもらえるのであれば、月々の家賃払って二人で入るならばその方がいいなという家庭もいっぱいあるわけですね。そうしたところ、その調査が、どちらが先にやっどどのようにそのデータをつかむのか、それにする対応をどのように考えておるのか、これは建設課長と企画課長さんですか、企画ではないな、今、そちらの方からこのどっちが先になるのか、その辺のところの考え方を聞かせてください。

○委員長（星 喜美男君） 震災復興推進課長。

○震災復興推進課長（及川 明君） どちらが先かという部分ですが、高台移転、集団移転なり、全体の土地の造成を決める際に、当然公営住宅での再建を望む方、一戸建てでの再建を望む方といったデータが示されて、初めて造成の面積が出てくるということでございますので、並行して作業は進む部分はございますが、原則論としてその戸数、またどういう住宅を建てるか、それによって防災集団移転等、高台移転した宅地造成内に、どれぐらいの面積を一戸建て、あるいは公営住宅で造成するかといったような面積がはじき出されてくるということからすれば、まずもっては、これ後の住まいについての意向調査、建設課の方で行うということになっていきますので、それを加味した上で全体の造成面積を絞り込んでいくという手順になるかと思えます。

○委員長（星 喜美男君） 及川委員。

○及川 均委員 だから、私前にも質問しているんですが、その土地を100坪分譲を申し込んだと、しかしながら、そこに条件的に、いわゆる何年以内には建てなさいよという条件がついてくると、かなりの何が、数値が違ってくるよということを前に申し上げましたよね。そのことがいわゆる条件といいですか、皆さん、皆々お金を持っているわけでもないわけですよ。それで、土地を持っても何年以内とかとこう限定されますと、じゃあとても私はそこまでは家を建てられないから、町営住宅でも建ててもらってそっちに入りたいんだけどもなという人たちがいっぱい出てくるということなんですよ。その辺のところを明確に説明をして、今その宅地、この防災集団移転事業をやれば、町有地はただで100坪ずつもらえるんだと、町が買い上げて造成して、そこを100坪ずつただもらえるんだよというような、その解釈でいるようなんですよ。だから、土地だけもらっておけば、あとはどうしてもいいんだから、ただだものというような解釈の人たちもあるということなんです。だから、町営住宅なんていうことは考えていない、やっぱり土地だけただで手に入れば後は何とか、べっこな

一戸建てでも建てなくていいもの、何とかなるだろうというような考え方があるようですね。土地そのものが無償ではないということ、さらに借地料もかかっていくんだよということになりますと、また将来においての払い下げというものも明確な見通しはないということになってきますと、では私は別に家を建てるまでもないからというお年寄りさんなんかいっぱいあるわけですね。むしろ、その事業よりも町営住宅の方を急いでほしいということなんです。だから、そういう町営住宅をつくれますよと先に募集したら、相当の数が集まってくるのではないかなとこう思うんですね。事態の説明が進めば進むほど、町営住宅に対するいわゆる依存度が高くなってくるのかなと、希望数が多くなってくるのかなというふうに思うんです。そこらをどの辺にバランス、どういうふうにバランスをとって話を進めるのか、どちらもその全く今話がないわけですから、皆さんその一体どういうことになるんだろうと、私は一体どこに行って何におさまるんだろうというような心配をしておるわけですね。ですから、そういう見通しの的なものがあつたらお伺いします。

○委員長（星 喜美男君） 震災復興推進課長。

○震災復興推進課長（及川 明君） いろいろな条件によってはいろいろな選択肢に、誤解を生んだ中で結果として出てくる可能性もございますので、いずれ公営住宅の方で11月なり12月ごろに意向調査をするということであれば、今の見込みからすれば、防災集団移転事業そのものの制度も国の方から示されるのではないかと、そういったものもお示しした上で意向調査を行うといったことが望ましいのかなというふうに思いますが、その辺は意向調査実施する際は、建設課の方と主体で行いますけれども、その辺はうまく連携をとって、誤解を生じさせないような方法で住民意向というのは把握したいと思います。いずれ、防災集団移転事業も、制度の概要が出た時点でまた地域への懇談会、説明会、そういったのも予定してございます。本当は今月中に内々では予定をしていたんですが、国の制度がなかなか示されないということで、また改めてスケジュールはちょっと組まなきゃならないのかなというふうに思いますが、いずれそういった方向、防災集団移転事業に参加する方はこういう条件ですよ、またそういった中で、公営住宅の入居についての意思を示していただきたいといったような、手順をちょっと間違えますとちょっととんでもない方向になりますので、そういった中でちゃんと防災集団移転事業で移転する場合の要件として、公営住宅はどうなんだとか、そういったのが示された段階で、あらかじめ説明した上で意向調査をとるとか、そういった方法が望ましいかというふうに思っております。

○委員長（星 喜美男君） 及川委員。

○及川 均委員 流された、流出された260世帯の、今まで町営住宅に入っていた皆さんは、やっぱり流されても、私たちは町営住宅に入っていたんだから、高台移転にしても、その住宅をつくれれば最優先に入れてもらえるだろうという解釈はやっぱりあるんですね。だから、私たちは無論家を建てる予定もないし、優先権があるんだという解釈をしておるようなんですよ。ところが、その260戸の建設だけでは完全に済まない、はるかにそれを超える数の需要が出てくると思うんです。そうしたときのこともあり得ると思うんですよ。そうしたしつかり調査をして、それなりの数をどこにどのように配置するかということは、相当なこの何をしないと、調査をしないと、後々かなり難しい問題が出てくるだろうと。さらに、その高台移転だって、今回今度は仮設入居みたいに一律抽選というわけにはいかないのではないかなと、コミュニティという意味から考えますと、そうしたこともありますので、大変難しい問題で、突き詰めれば難しい問題になってくるなとは思いますが、そうした町民の皆さんが多くいるということは、やはり真剣に対応しなければならない問題だなと思いますので、その辺のところはよろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（星 喜美男君） ほかにございませんか。三浦委員。

○三浦清人委員 午前中、鉄くずの処理数に関連して質問したんです。それで、6月の金額、トン数が最初に渡された資料と今回渡された資料が違っていたんじゃないかということで、課長、午後に新しい資料を出すということでして、いただきましたが、新しい資料も1回目、2回目の数字と異なっているんです。ですから、どれが正しいのかですね。それで、6月だけじゃないんです。今度は新しい資料を見ますと、前の出した1回目の資料と2回目の資料とまた違っているのが、4月も、5月は1円でしたけれども、6月、7月。8月は合っていました。あとの4カ月が違うんです。それで、どれが正しいのか。そして、また3カ月ぐらいい出して、また出して違って来たのでは、きちんとその数字ですからね、そしてまた、その町の財産を処分して入るお金ですから、その辺のそのチェックというのか、何を我々これ信じていいのか、これ監査委員さんが監査する対象になっていないのではないかね、この瓦れきの、これはこれからでしょうけれどもね。これはやっぱりきちんとやってもらわないと、今の段階で数字がころころ変わってきたので、果たしてどんなものかなという感じするんですよ。それで、どうですか、どれが正しいんですか、この3枚のうち。

○委員長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（西城 彰君） 本当に大変申しわけございませんでした。先ほど皆さんにお配りした資料ですね、これについてすべて明細と、それから歳入、こういったものをチェックさせ

ていただきまして、このように、ちょっとこの訂正をさせていただきました。そういうふうな単純なチェックというものが、ちょっと行き届かなかったということで、大変本当に申しわけございませんでした。以後、この……（発言あり）先ほど渡した部分が確認した数字でございませぬので、よろしくお願ひいたします。

○委員長（星 喜美男君） よろしいですか。ほかにございませぬでしょうか。鈴木委員。

○鈴木春光委員 都市計画費の中なんですけれども、ここに都市公園だけ載っているんですけれども、要するに、奥州市、138ページなんですけれども、第4項都市計画費の中で、たしかあったと思うんですけれども、都市計画審議会審議委員、そういうものの報酬等々は載っていないんですけれども、その報酬等々よりも、問題は震災後に都市計画委員の方は寄られているかどうか、それから、都市計画の人たちに今後の都市計画についてお考え、都市計画委員会を開いて聞いておるのか。結局国の方針、県の方針が定まらないと、一向に進まない状態のような回答だけ来ておりますけれども、町独自でどうしたらいいのかという独自の考え方を、いま少し聞きたいと思うんですよ。というのは、被災地、つまり震災を受けた部分、流出、全壊されて何も無いんですけれども、そういうところに市街地形成ができないとするならば、その土地の買い上げを国で本当にやってくれるのかどうか。そういうことを早く示さないと、そのもとの場所へ帰りたいという人、あるいは半壊を受けたところの人が、その家を修復してそこに住みたいんだと、こういうふうな話もあるんですけれども、高台移転というものの町の復興計画、素案が出てあるんですけれども、それが町独自のものであるとすれば、被災を受けた市街地には家は、制限区域になっているけれども、建てる考えは町としては無いんだという、そういう考え方をはっきり示すべきではないかなと、そして高台移転に、例えば宅地造成をすとか、公営住宅を建てるかというふうな形に進んでいくのではないかなと思うんですけれども、そういうことを、町独自としてどういうふうにご考へているか、まずもってお聞かせください。

○委員長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（西城 彰君） まず、被災後の都市計画ということでございませぬけれども、現在、都市計画委員10人選任をしてございまして、それで10月の13日、都市計画審議会を現在開催する予定でございませぬ。それで、その中には、11月11日まで現在の市街地の建築規制、これを行っているわけなんですけれども、11月の11日以降、区画整理とか進める市街地復興推進区域というふうな、そういうふうな区域の規制をしていかなくちやならないということで、そこに諮問をするということで、それで、これは14日からまた閲覧とか当然出てきますけれど

も、それから、あとその都市計画審議会の前に、住民の説明会というものを今週の土曜日、日曜日、そういう形で3地区に分かれて説明会をする予定でございます。

それから、今後のその町のビジョンということでございますけれども、現在復興推進課の方で、そのビジョンをお示しを、復興計画お示しをしているところでございますので、その方向に基づいて、これは都市計画審議会の方に諮問をしていくという形になります。

○委員長（星 喜美男君） 震災復興推進課長。

○震災復興推進課長（及川 明君） 都市計画審議会の進め方等については、今建設課長の方からご説明がありましたが、町として、これまで志津川地域の土地利用計画の案としてお示しをしてきておりましたが、それらについて、町としての考え方、それらを今度の7日から7、8、9と開催されます被災市街地復興推進地域についての説明会の中でお示しをしていきたいというふうに思いますし、参加された住民から、そういった地域の設定、また、都市計画とは何かという部分から入っていかなければならないのかなということで、そういった講演会もあわせて説明しながら、町の考えをお知らせする場を設定してございます。その上で、その所定の都市計画審議会等の手続き等を踏んでいくというふうなスケジュールになっておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

○委員長（星 喜美男君） 鈴木委員。

○鈴木春光委員 なぜ都市計画委員の話をしたかと申しますと、松原町営住宅を建てるときに、町長は、都市計画審議会に諮問をして、都市計画委員が決定されたという話をしております。そのときの私も都市計画委員でございました。これは記憶にありますし、議会だよりも掲載されているはずでございますから、後に皆さん方掲載、議会だよりを見ていただければおわかりですけれども、そのように、いかにこのまちづくりに対して都市計画の、町長も諮問であります審議会が大切であるかと、松原住宅一つ建てるにしても、その尊重した考え方で町長は受け入れ、松原に建築したと。しかも、当時の建設課長もおりますけれども、あそこは緊急避難時で、2棟目も合わせて1団地として形成するんだというような答弁で、非常に堅牢な建物だということであったので、今回は幸いにしてあそこは残りました。そして、さらにそこへ避難したのは、子供たちを含めて44名と報道機関では公開しております。そういう中でありますから、当然仮設に入れるよりもあそこは、それで、復旧させてあそこに50戸でも住ませたらいいのではないかなという住民の声も聞こえておりますけれども、そういう考え方はできないだろうというふうには思いますけれども、そういう経験を踏まえて、都市計画委員の考え方をいかに重要視しながらまちづくりを進めていくかということ

を、やっぱり考えなければならないと、この一例をとってもですよ。そういうことをお尋ねするわけなんですけれども、まだ1回も寄っていないということは、いささかやっぱり疑問視するところが多いわけで、11月といわずに、やはり何回もこうしたお頼みしている方のご意見も聞く必要があるだろうと、私はこういうふうに思いますけれども、このことについてどうですか、どういうふうに考えておりますか。ただ、諮問機関として、町で動かなければその人たちも、召集しない限りは出てこない、会議も持たないというふうな感じでおられるのではなくして、この復旧・復興に対しても、あるいは将来ビジョン構想の中で、やはりそうした選任されている委員の方々の考え方も聞きながら、あるいは提案をしてもらいながら事を進めるのも一つの方法じゃないかなと思うんですけれども、この辺はやっぱりどうなんですかね、この辺。

○委員長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（西城 彰君） 都市計画審議会は、今月の13日開催する予定でございます。それで、当然今の復興計画等をお示ししながら、いろいろこう諮問をしていくわけでございますので、そういう中で、後はその必要に応じていろいろな形で審議をするということになると思いますので、やはりこれだけ重要な都市計画決定になりますと、一度だけ開催してできるかどうかということにつきましては、また13日の都市計画審議会の中で、委員さんの意見を十分踏まえながら、必要に応じた都市計画審議会の開催をしながら、まず11月の11日のその次の決定まで、その辺の委員会を進めていくという段階になると思います。

○鈴木春光委員 復興課長はどう思いますか。町長はどう思いますか。

○委員長（星 喜美男君） 震災復興推進課長。

○震災復興推進課長（及川 明君） 今、建設課長がお答えしたとおりでございまして、あくまでも、これまで特別委員会等でもお示ししてきた部分については、あくまでもゾーニングの案でございまして、先般やっとその案が固まったということで都市計画審議会等に諮問いたしますし、地域の方々への説明を踏まえて成案化していくという考え方でございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○委員長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今、建設課長並びに復興推進課長お話ししたとおりでございまして、そういう我々として都市計画審議会の皆さん方にお諮りをさせて、そして具体的に進めていきたいというふうに考えてございます。

○委員長（星 喜美男君） よろしいですか。鈴木委員。

○鈴木春光委員 県、国のアドバイスといたしますか、その支援策がもたらされないと、なかなか進めないという気持ちはわかるんですけども、町長、町長の考え方です、松原住宅のときは私一般質問で町長とやり取りしたんですから、まちづくりを町長の考え方でどうしたらいいかということ聞かせてください。どうしたらいいか。国で土地を買い上げるまではわからない、それはいつごろになるのか、高台移転という構図を、ビジョンを掲げて皆さんにお諮りしているんですけども、その高台移転に始まるのはいつなのかと、これが一向に見えてこないんです。全部国に依存、頼りすぎている、そのときに、国から来たときにこうしたいんだというビジョン構想があってほしいと思うんです。そこをお聞きしたいと思います。

○委員長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） この件については、これまでも何度ともなく議員の皆さんにお話をいたしておりますが、町の復興計画の基本は高台移転でございます。これまでの半年間、国の方、政府の方もそうですし、国会議員の皆さんにも町の方針というのは明確に示してございます。それで、なかなか進まないというお話ですが、町の財政でやれるような事業ではございません。したがって、我々が先ほど来、課長もお話ししていますように、3次補正でこれまで我々がお話をしてきた、そのメニューがどういう状況で財源として裏打ちをされるのかということで、これまでもお話ししたとおりでございますので、その辺はひとつご理解をお願い申し上げたいというふうに思います。

○委員長（星 喜美男君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、7款土木費の質疑を終わります。

次に、8款消防費、139ページから144ページの質疑を行います。高橋委員。

○高橋兼次委員 消防費について何点かお尋ねしたいと思います。

まずもって、以前に示されたかと思いますが、現在の消防団の員数ですね。それから、その費用弁償というものはどのようなその内容になっているのか。それから、その団員の身分の保障といいますか、こういうものはどうなっているのか。それから、この付表にあるんですが、出勤状況というようなことで1年間の状況が示されているわけですが、ここにその他として回数が28回、その3,701名というような員数が、出勤人員が示されているわけですが、その他というのはどういうことを言っているのか。まずもってその点をお願いします。

○委員長（星 喜美男君） 危機管理課長。

○危機管理課長（三浦清隆君） まず、1点目の消防団員の現員数でございます。552名でございます。

出場人員の件でございますけれども、その他で3,701名、この部分につきましては、主に警戒以外ということでございますので、通常のお祭り等の警備とか、そういった内容で出場した件数が結構ございますので、その部分でカウントした内容でございます。（「費用弁償」の声あり）

今、費用弁償の金額については、今ちょっと記憶にございませんので、今条例で確認させていただきます。

済みません。消防団員は後ほどお答えいたします。身分については、消防団員は公務災害補償の対応ということで、宮城県市町村非常勤消防団補償報償組合の、公務があった際には対象になるといった内容でございます。

○委員長（星 喜美男君） 高橋委員。

○高橋兼次委員 いろいろなその分野というか、いろいろな災害のその防除活動と申しますか、これに昼夜というか、昼夜問わず出動するわけでございますが、大変皆さん仕事を持っている中で、今始まったことではないんですけども、昔からずっとそうやってきたわけなんですけれども、仕事を持っている中で、例えば時間的なことではなくて、何日か詰める場合もあるわけでございます。そういうようないろいろなその日常生活の中での出動されることが多いわけでございますが、それがその補償、費用弁償とかその補償内容が、どうなんだろうね、他町村と比べて妥当なのかどうなのか。その辺どうですか。

○委員長（星 喜美男君） 危機管理課長。

○危機管理課長（三浦清隆君） 身分保障の関係でございますけれども、常勤の消防職員とはまた別個の内容ではございますけれども、一部事務組合ということで、先ほど申し上げましたとおり、非常勤の消防団員の補償報償組合の方で、きちんとした形で対応いたしておりますので、この件については、全国的な見地から見ても、遜色ない内容になっておりますので、妥当な内容だというふうに考えております。

○委員長（星 喜美男君） 危機管理課長。

○危機管理課長（三浦清隆君） それから、出場の手当てでございます。火災等の出場においては1回につき2,300円、幹部会議等の会議においては1,000円といった内容で、出場の費用弁償を支払っております。

○委員長（星 喜美男君） 高橋委員。

○高橋兼次委員 その内容についてはわかりました。それで、今回のこの震災の折、この消防が使用している無線、防災無線だと思うんですが、これがその、どうなんでしょうね、実際の使用にかなり支障を来したというか、通じなかったというか、それがそのよく言われますと、その電波の種類の子いなのか、あるいはその昨年度使用した、購入した無線の子いなのか、機械ね。何というか、前にも言ったように、結局本番で使われなければ本末転倒ではないかというようなことで、大変その震災時には連絡がとれなくて大分困惑したと、かなり影響が出たというような、実績ではないけれども跡を残したわけですよ。それで、今その復旧というか、大分一般家庭でも、受信機とかいろいろなものが破壊されているわけであって、その復旧状況、それからその、これから緊急時に使用される無線等の、確実に何というかどんな状況でも使えるような無線というのはないものなのかどうか。あればそういうものを、別枠といいますか、メーカーが違ってもやはり備えておくべきなのかなと、そう思うんですよ。それから、その屋外拡声器ですか、これも相当倒壊された部分があるようでございますが、現在まだ残っているものというか、見るからにそのどこも影響出ないような箇所が稼働していない、いわゆる線がつながっていないというかね。なぜ、いつまでああやっておくのかなと。これからも自然災害というのが時、所構わずやってくるわけですので、その際になかなかその住民の例えば避難とか、その緊急状態を伝える手段がまだ鮮明でないというか、そういう部分があるんですよ。これ一日も早くやるべきじゃないかなと思うんです。その辺その見通しなどあれば。

○委員長（星 喜美男君） 危機管理課長。

○危機管理課長（三浦清隆君） まず、消防無線につきましては、これはデジタルに切りかわってはおりますけれども、それで中継地点として波伝谷の十二曲とあと田東には一応アンテナ等は立っているんですけれども、どうしても入り江、入り江の山地の陰とか、そういった場面で確実にメリット5で受信できない箇所もあるのは、確かにこれは否めない事実でございます。この解消方法としては、中継等をもう少しふやすしかないとは思いますが、現状では、例えばその無線が受信できない際は、若干移動して受信状況のいい場所で受信してもらおうとか、そういった対応で消防団の方にはお願いをしているところでございます。

なお、家庭の個別受信機でございますけれども、5,700機のうち約3,000機、今回流失してしまっております。それで、今災害復旧ということで発注をいたしております。とりあえず、第一に進めなければいけないのは、先日もお話ししたとおり、沿岸域での屋外拡声子局の設置が、まず第一に進めなければいけないということで、明日から25基のまず新設の部分につ

いては設置する予定で今稼働しようとしているところでございます。あと、残った部分がまだ60数基ございまして、2番委員ご指摘の部分、承知いたしておりました。それで、問題はその電気事業者の配線の関係でございます。既にご連絡はしてあるんですけども、なかなか手が回らないといった状況でもあるので、この件については再度申し入れして、早く稼働できるような形でお願いしたいというふうに考えております。

○委員長（星 喜美男君） 高橋委員。

○高橋兼次委員 できるだけ早く、町の発注は恐らく業者さんも優先的に聞くのかなというような期待もあるわけですので。

それから、緊急時に消防の人たちに電波のいいところに移ってから連絡つけようとこれ事前にいいところ、電波のいいところを把握していなければわからないことなの、これね。そういうその指示というか指導というか、そういうものをこれから出すのかどうかかわからないけれども、いちいちそういうなんでは不便でとてもね、どこで電波のいいところばかり災害が起きればいいけれども、電波の悪いところに行ってしまったらば、ひとつも使えないということになるので、その辺も改善が必要だと思いますので、いろいろと考えてみてください。

それから、いろいろあるんですが、仮設の防火対策と申しますか、これどうなっていますかね。大分その消防署の車庫とか何とかいろいろぶっ壊れているわけですよ。それで、消防設備と申しますか、全般的にその減少しているわけなんですけど、その中で58カ所もあるその仮設の防火対策というのはどのように考えているか、その辺1点質問したいと思います。

○委員長（星 喜美男君） 危機管理課長。

○危機管理課長（三浦清隆君） 一番は水利の関係だと思います。近くに消火栓、防火水槽があればよろしいんですけども、この58団地のうちにはない箇所もございまして。そこで、今考えておりますのは、これも仮設になろうかと思うんですけども、仮設の防火水槽ですね、これシート張りになろうかと思うんですけども、10トン程度の防火水槽の設置を、これは予算かかりますけれども、一応新年度に対応できるような形で準備したいなというふうには考えております。

○委員長（星 喜美男君） 高橋委員。

○高橋兼次委員 この10トンタンクというのは58カ所全部、58カ所ってその防火水槽がないところだね、あのようにその何というか密集したというか、ああいうところで火事など起きてしまうと、一般の民家が何というか火災に遭うのと違って、相当な速い速度で皆伝わっていく

のかなというような感じがするので、特に気を配ってやっていただくようお願いします。以上です。

○委員長（星 喜美男君） 山内孝樹委員。

○山内孝樹委員 141ページの3目消火防災施設費ということで、15節工事請負費、防火水槽設置工事等いろいろありますが、100ページの付表の中で確認を兼ねてお伺いしたいと思いません。

消火栓、防火水槽等のこの点であります、今回の震災によりまして、防火水槽等は地下にももちろん埋まっておりますので、この被災後に可能な、すべてが可能であるかという解釈をしておりますが、どのような状況なのか。それから、消火栓は、海岸付近、特に災害によりまして、また修繕をし直すべき点多々あるかと思っておりますが、その辺の状況を報告していただきたいと思えます。

○委員長（星 喜美男君） 危機管理課長。

○危機管理課長（三浦清隆君） 消防水利の関係については、消防署の方でも一応確認はいたしております。防火水槽については、基本的には大丈夫だったんだろうという形で認識しております。消火栓については、地下式であれば、そこに水が通っているのであれば使用可能でございますけれども、地上式については、今仮設の水道管の布設ということもあって、なかなか実態としては難しい面もある箇所もあると思えます。それで、今後のその土地利用等においても、大分その消防水利の設置場所も変わってくると思うんですけれども、当面は地下式の消火栓が使用が可能な場所であればそれを利用しながら、また、あと地上についてはなかなか難しいということもあるので、それについてはあとは防火水槽等の利用で水利の確保をしていかなければいけないのかなというふうには考えております。

○委員長（星 喜美男君） 山内孝樹委員。

○山内孝樹委員 この消火栓であります、地下式であれば可能であると、それで、地上式の場合はいろいろ難しい課題が残ったということではありますが、そうすると、またこの防火水槽等の設置も、増設というんですかね、考えなければならないのかどうか、この点もう一度。

それから、かつてこの防火水槽、消火栓に対しまして、私質問した経緯があるんですが、消火栓、45号線、国道を横断しなければならないということで、なかなか難しい、設置が難しいということで、地区名も出しましたね、皿貝地区等におきまして、この水道管の横断しなければならないところに何カ所か家があるということで、地区の方々も消防団の方からも、これお話が通っているかと思うんですけれども、この防火水槽等をやはり急ぐべきではない

かということで、これまで計画の中でもいろいろ目を通してきましたが、この優先順位というものがあまして、なかなかその、ここを早くしてくれといっても、その思いどおりにはいかないというのはわかるんですが、その点をこの震災とあわせまして、これからの取り組みというか、その辺のお考えがございましたらお伺いをしたいと、このように思います。

○委員長（星 喜美男君） 危機管理課長。

○危機管理課長（三浦清隆君） 住宅地の連担地がこれから随分変わってくるのかなというふうにも思いますし、現状の防火水槽でどうしても足りない部分が出てくるんだろうなと思います。先ほど申しあげましたとおり、仮設住宅については、当然消防水利がないところにおいては、これはもう仮設で防火水槽の設置も必要になろうかと思います。また、最終的には消防水利の基準が一番でございます。充足率が100%であればよろしいんですけども、当町では大体70%ぐらいが今充足率ということでございますので、その辺の基準も見計らいながら、防火水槽の設置あるいは地下式の消火栓、そういった工夫をしながら水利の確保を図ってきたいなというふうには考えております。

○委員長（星 喜美男君） 山内孝樹委員。

○山内孝樹委員 そうすると、国道を横断する、今例えで挙げましたが、そこら辺のこの設置はまだ先になりますかね。震災も兼ねて、なかなか難しい課題が多く残されたわけでありまして、それをもう一度お伺いしたい。

それから、この消防車の車庫ね、ただ仮設等の近くにいろいろ置いてあるところが目につくところではありますが、これらの対応はどうなっているのか。

それから、今回の震災に当たりましては、携帯電話等が全く使えないという状況でありました。例えば防災、火災それから防犯ですね、この点も伺った経緯がございますが、この電波状況が大変思わしくないところが多くございます。私どもの地域もそうでありますが、それらに対するこの解消策というものをどのように町で進めていかれるのか、その点をお伺いしたいと思います。

○委員長（星 喜美男君） 危機管理課長。

○危機管理課長（三浦清隆君） 国道45号の関係については、ちょっと今はっきり申し上げられない段階でございますので、再度現地を確認して、最善の方策が一番何がいいのかということから検討させていただきたいというふうに思います。

それから、消防車庫でございます。被災を受けて、確かに現在青空駐車している車両もございます。これは、消防署においても実際そういう問題でございますけれども、有事の際の出

場に支障が出てきてはこれは問題なので、これから冬期に向けてこういった形で一番保管しておくのがベストなのか、ちょっとこれは検討してまいりたいなというふうに思います。

○委員長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 携帯電話のその難視聴の関係でございますが、D o C o M o、a u、K D D I ですか、3社の方にそういった調査の上改善要望ということで、既に町長名でそういった要請書を出してございますし、昨日も総務省からまいりましたので、その辺総務省の方からも強くそういった要望にこたえられるようにお話をしてございます。

○委員長（星 喜美男君） 山内孝樹委員。

○山内孝樹委員 防火水槽、消火栓等については、なるべく皆さんの希望に添うように検討し進めていただきたいと、このように思いました。

この車庫の件ですね、この保管に当たりまして、やはりこれから先長い年月がかかるわけでありまして、その辺も十分な検討をしていただきたいと。

また、携帯等に当たりましては、今総務課長からお答えをいただきましたが、鉄塔等も我々のこの山間部、起伏の厳しいところですね、なかなか難視聴のところが、私の地域ばかりではなく多方面にわたりましてあるはずでございます。この鉄塔等の増設等も必ず必須な課題となるわけでありまして、かつて同僚議員が環境の破壊があるのではないかと、私が以前にもそのような話をしましたが、環境、景観等それらを優先してというようなことよりも、何が今大事かと、この情報の伝達ということで、そういうことは言っていられないわけでありまして、できるだけこれも有事の際に、このようなことはないかと思いますが、いつあり得るかわからない有事の際に備えて、当局でも強くこの点は推し進めていただきたいと、このように申し添えたいと思います。もう一度お伺いして私の質問を終わります。

○委員長（星 喜美男君） 危機管理課長。

○危機管理課長（三浦清隆君） 繰り返しになりますけれども、車両の管理、これはとにかく常に万全な状態にしておくのが一番だというふうには認識しておりますので、現在まだ寒い時期ではございませんけれども、ポンプの稼働等が正確に動けるように対処してまいりたいというふうに考えております。

○委員長（星 喜美男君） ほかに。三浦委員。

○三浦清人委員 一般質問にもお話ししましたが、この今後の防災計画、その危機管理というものに対して、この計画書と申しますか、そういったものをいつごろからつくり始めるのかということなんですが、要するに、今回の3.11の場合は宮城県沖地震津波ではないと、

三陸沖だということで、さらにまたその私どもが考えておるその恐怖といいますか、また来るんだという、それが10年以内に80%とか90%とかとこう言われているわけで、要するに想定外のことがいつ起きるかわからないというのが実情でいるわけです。そういったときに、今復興に向けていろいろとやるのも大事でしょうけれども、そういったその防災といいますか震災に対して、前回の3.11のことを教訓に、さらに防災計画というものを一日も早くやっぱりつくらなければならないのではないかというふうに思うんです。その復旧で手が回らないのはわかりますが、しかしこのまた2次被害というか、この宮城県沖地震によります被害も想定されるわけですから、その辺の防災面、それから津波に対する防災策といったことを住民にお知らせをしていくのか、その訓練等も含めてどういうふうに考えておるのかお聞きします。

それから、前にもちよっとお話があったと思うんですが、結局消防の消防車、かなり流されているわけで、団員の方々も被災を受けまして、各地区地区にばらけているといいますか、従来のその地区ごとに配備をされている団員数が今ないわけです。それで、その有事の際、例えば火災なんか起きた場合に、全くその消火活動ができないというか、消防車もなければポンプ車もないし、団員もそこには全くいないという状況にもあるわけです。そういう有事の際にどのように対応していくのか、そのことを皆さんにどのようにお知らせしているのか、町民の方々ですね、それも大事ではないかなというふうに思いますので、その辺の考え方、進め方です。

それから、先ほども2番委員の方から話がありましたけれども、その団員の方の、今回の震災で亡くなられた方もかなりいると思うんですが、その亡くなられた方の人数というのは何人ぐらいになっているのか、それから、その方々への、先ほど何ですか補償組合か何かのことで、そこから補助するんだという話ですが、具体的に金額というものは、私たち内容はよくわかりませんから、どういうふうなことになっておるのか、それで十分なのかどうなのかですね。広域消防団員につきましては、先般合同慰霊祭を行いましたけれども、広域議会でもって予算とりまして、1人当たり3,000万円という補償金額打ち出しているんですが、団員の方々も、そこまでいなくても、家族にしてみれば十分な補償なのかなというような懸念もあるんじゃないかなということでお聞きするんですが、その辺いかがですか。

○委員長（星 喜美男君） 危機管理課長。

○危機管理課長（三浦清隆君） 何点かご質問をちょうだいいたしたわけでございますけれども、まず防災計画の関係でございます。今現在、国の全国防災会議の方でも、今後の津波防災に

当たっては、どういった災害を一番想定したらいいんだろうかということで議論しているさなかでございますけれども、当然県沖地震とか、最近の地震データに基づく内容ではなくて、歴史地震、今回の貞観地震という対応でございますけれども、そういった最大の被害、地震被害を想定した形でつくらなければいけないだろうということで、その避難の時間、例えば5分以内で避難しようとか、後はその旨に関する啓蒙ということがあろうかと思うんですけども、そういった内容を主眼として全国の防災計画がこれからつくられるんだろうなと思います。当然、それに連動して県の方でも見直しが入ると思います。先日、県の危機管理課の方に問い合わせましたところ、24年度には県の防災計画も見直しをしたいといった内容で、県民に対するアンケート等もこれから行われると思うんですけども、そういった内容をもとに県防災計画がつけられると思います。ただ、法律に基づいて町の防災計画もつくりましても、基本的には県の基本計画と同じ方向性を向かなければいけないということもあるので、当然県の防災計画も、最大規模の地震、津波被害想定をしますと思いますので、その内容が当然近々出てまいるとは思いますけれども、その情報等も加味しながら、また町独自のアンケート調査も震災復興推進課の方で行っておりますので、そういった町民への初動体制のあり方等も含めまして、町の防災計画については、できれば24年度中には作成したいなというふうには基本的には考えておりますけれども、県、国の計画が若干おくれますと、それに連動した形にはなろうかなというふうには思います。

それから、訓練の関係でございます。毎年5月24日に防災訓練実施してきておりました。これを次年度以降、次に3月11日にやるのか5月24日にまたやるのかということがあるんですけども、一番はジジョウの関係で、避難訓練を基本的にはこれまでも毎年やってまいりましたので、そういった住民に対するその避難の意識づけというのはやはり必要なだろうなというふうに思います。防災計画でも、この部分については第一、一番重要な事項だというふうにも思いますし、来年すぐにできるかどうかは別にして、避難訓練等はこれは当然やっつけていかなければいけないだろうなというふうに思います。

それから、消防団、確かに委員のお話のとおり、現在団員は各仮設住宅とか、また民間の住居等で生活をなさっていて、通常の団活動は今できない状況でございます。それで、消防団の幹部会の会議でご相談申し上げまして、とりあえず被災を受けていない団を中心として火災防御活動、その他の防災活動に従事しようということで、今たしか15班大丈夫だったと思うんですけども、志津川地域の火災の場合については、志津川地域の大丈夫だった班全員の出動をもって防御活動を実施する。歌津地域は、これは高区中心になろうと思いますけ

れども、高区の消防団を中心に出動する。それ以上大きな火災であれば、当然全戸出動という形で対応するという内容で、一応今、有事の際に対応しようというふうに考えております。

それから、消防団の補償の関係でございます。今回の震災で、当町の消防団員4名が残念ながら殉職をいたしております。その補償の体制でございます。消防団員の補償については、宮城県の市町村非常勤消防団員補償報償組合、こちらの方で公務災害の認定をいたしまして、今後の家族への補償という形になろうかと思っておりますけれども、まず一番大きいのが賞じゅつ金でございます。これ、ただそのときの消防団員の階級、またはその消防の防災の従事の内容によって金額が随分変わってまいろうかなというふうに思っておりますけれども、一応条例上は490万円以上2,520万円以下、随分幅があるんですけれども、約500万円から2,500万円の幅で賞じゅつ金の決定がなされるといった内容でございます。ただ、これは組合の方に審査会がございまして、その審査を経て各人賞じゅつ金の額が決定するといった内容でございますけれども、ただ、この今回の消防団員の被害が、青森から茨城、この広範囲にわたる地域での殉職者がいたということもあって、宮城県の扱いと岩手県の扱いが異なっては、やはり問題なんだろうということもありまして、現在組合の方ではそれらの情報も入手しながら、審査会に向けて準備を進めているといった内容でございます。いずれ9月から10月の審査会の開催ということでしたが、現在まだ連絡が入っておりませんので、今月の開催なんだろうというふうに一応認識はいたしております。

そのほか、あとは遺族への補償として、一時金で支給するか遺族年金という形で支給されると思っておりますけれども、これで十分なのかというご質問に対しては、なかなか難しい面もあるかと思っておりますけれども、基本的には公務災害の補償は一応充実しているんだろうなというふうには認識をいたしております。以上です。

○委員長（星 喜美男君） 三浦委員。

○三浦清人委員 要するに、順番が変わりますが、その補償の関係からいきますけれども、500万円から約2,500万円までの組合の、階級にもよるということですが、大体我が町のその亡くなられた団員の方4名は、どれぐらいの何というか階級というか、それで、岩手県とあるいは宮城県の差が云々じゃなく、消防活動していて、団員としての使命を、役割を果たしながら亡くなられたということでもありますから、この我が町の団員であります。その方に対しての額というものが果たして幾らぐらいになるのかなと、審査会がまだ開かれていないということですが、何をやっているんですかね。半年も7カ月もなって、まだ補償も、何のための組合なのか、何のための規約なのか。町長、その組合に電話でも入れてやっ

てください。何をやっているのかと。言われませんか、あなたの仕事ですよ、これは。家族の方々がどういうふうな気持ちでいるかということを考えませんか。一切お任せですか、そちらの方に。それはないでしょう。あなたの指揮によって動いたんですよ、消防団員。命を落としているんですよ、あなたの指揮によって。責任感じませんか。何考えているんでしょうね。

それから、その消防車もかなりの台数が、先ほども言いましたけれども、火災になったときに、その特に海岸通りなんです、全くその浜地区というんですか、消防車が一台もないんですよ。それで、山手の地区といいますか、ここらとにかく距離も長いですしね、広域消防だけではちょっと間に合わない、とにかく初期消火ということで、地元の方々がいち早く駆けつけて初期消火に当たって大事には至らないというのが今までの例であります、これからはちょっとなかなか消防車が駆けつけるまでのかなりの時間があるわけなんですよ。ですから、仮設の消防車庫とかそういったものを設置して、それで団員でなくて、これもまた難しいんだよね、素人がただ出て行って手を出して消火活動をしていいかということにもなってきますからね。ただ、そうもしない限り、その初期消火おくれるわけですよ、火災の場合。そういった問題もどう対処していくかということも、いち早くやはり町として打ち出していかなければならないのではないかとということなんですかね、その辺の考え方いかがですか。難しい難しい、できないでは進まないものですから、やはり危機管理室とすればそういったことも考えていかなければならないのではないかとことですが、いかがでしょうか。

それから何でした、防災の関係ですが、やはりその県の防災計画あるいは全国防災計画がこれから作成すると、そのことはわかるんですが、宮城県といっても広いわけです。南三陸町もあれば玉造郡もあれば、ちなみに関係のない、そんなの待ってられないんじゃないかということです、私が言っているのは。町独自の防災計画をいち早く、一日も早くつくって、この津波が来たらこういうところに逃げるんですよ、こういうところに5分、国の方では5分以内に、徒歩で5分以内に避難する場所を選べと、つくれというような話ですけども、それは町の独自の防災計画を一日も早くつくらなければならないのではないかとことですよ。国とか県を待っていたら、いつのことだかわかりません。その考え方、町としての考え方を私今問うているわけなんですよ。

それから、その前にもちょっとお話したんですが、浸水深、やっと言えるようになりました、「すんすんすい」とかと私も前に話しまして意味が通じなかったんですけども、浸水

深ですね、その浸水深が2メートル以上とか3メートル以上になったときに、3階以上とか4階以上とかというような話は、これはなくしてもらいたい。勘違いするんですよね。その浸水深をだれがはかって発表するののかということになるんですよ。今津波が来て逃げるときに、待て待て、まだ20センチにならない、3メートルにならないからと、メジャーではかってから逃げるんですか、そうはいないでしょう。その深さね。それを言っているんです。だから、そういうのはいちいち紛らわしい、防災計画の中では紛らわしい。やはり、何メートルの津波が来たら、放送になったら4階以上とか5階以上とかというふうにわかりやすくという、その防災計画ですからつくっていただきたいというふうに思うんですがね。その辺のところいかが考えですか。

○委員長（星 喜美男君） 危機管理課長。

○危機管理課長（三浦清隆君） まず、亡くなられた消防団員は、階級は全員団員でございます。その団員に対するその賞じゅつ金の額は、軽々に私から申し上げられる内容ではございませんので、これはやはり専門的見地である審査会の審査に委ねるしかないのかなというふうに思います。

それから、消防車両でございますけれども、実は被災したまず伊里前班にも、茨城県の坂東市から、これは水槽式の、1トン水槽でしたか、水槽式の消防ポンプ車、これも寄贈を受けておりますので、初動体制には十分対応できる内容になっております。それと、日本消防協会からですけれども、本年度中に数台寄贈を受けるということで、今準備を進めている状況でございます。配備をどの班にするかは、これから消防団の幹部の皆さんと協議もしなければいけないですけれども、機動力の低下を招かないような形で、少し配備をしたいなというふうには考えております。

それから、町独自の防災計画ということでございますけれども、14番委員、先日のご質問の中でも、新しい防災の観点として原発対応は当然必要なんだろうなというふうなお話も承っております。当然、全国それと宮城県の計画ができてから動き出すのではなくて、もう既に各データ等の一応抽出等行っている段階でございますので、着々と進めてまいりたいなというふうには考えております。ただ、最終的に県の防災会議の意見を賜らないと決定できない事項でございますので、その辺のタイミングを見計らいながら、その事前に議員の皆さんの全員協議会等で意見を聴取しながら、きちんとした形で計画をつくり上げたらいいのかなというふうには考えております。

それから、浸水深の関係でございます。これも全国の方で、たしか津波の避難ビルは今後は

たしか5階建て以上が必要じゃないかといった、そういった意見も何か出ているように情報でちょっと入手しておりますので、もう少し計画そのものが住民に対してわかりやすい、それで、我々もそれに対処しやすい内容につくり上げられたらいいのかなというふうには考えております。

○委員長（星 喜美男君） 三浦委員。

○三浦清人委員 一日も早く進めていただきたいというふうに思います。それでその、課長、4人が、亡くなった4人、団員ということで、大体どれぐらいの程度の額になるのかなということなんですが、わかりませんか、わからない、審査会終わらないと、そうですか。広域の消防とか、一般職員であればすぐわかるんですけどもね。その審査会ね、もう少し早くきばきとやってもらいたいね。課長の方からも電話やってください。さっぱりやる気ないから。とくと語ったってわからないというのはこの事ですね。

それから、原発の関係で、私も今質問するのちょっと抜けてしまったのでね、今回福島県の避難する方々が30キロ圏内ということで、その関係する地域の方々が避難していると、そして、今回たまたま、それ30キロの方々が避難するぐらいの程度の被害というか、その東電の原発の被害だったと。しかし、私どもの心配しているのは女川さんなんですよ。それで、どれぐらいの震度のその宮城県沖地震が来るのか、あるいは津波が来るのか、想定されるのか何か6メートルとか5メートルとかと言っていますが、それだってこれあてにならないのね、わからないの。ですから、私たちの地域も避難区域だという想定のもとに、やはり計画書というものを策定していかなければならないのではないかな。なに、ここまで来ないだろうとか、そうじゃなくて、やはり20キロから30キロ区域というあいまいな国の方針、発表でもって避難されたんだけど、やはり30キロなら30キロと今後出ると思います。それから、たまたま今回は福島被害状況が30キロ区域ということになりますけれども、今回この次のこの女川もわからない。だから、私たちの地域もその区域に入るんだと、避難する区域になっているんだということで、やはりその避難場所というものの確保ということも想定していかなければならないのではないかなというふうに思うんですが、その辺いかがに考えますかね。課長として。

○委員長（星 喜美男君） 阿部委員が退席しています。危機管理課長。

○危機管理課長（三浦清隆君） 今回の津波で、女川の電源が幾つか系統があって、恐らく全部がだめになった瞬間に女川もメルトダウンを起こす可能性があったというふうには伺っているんですけども、一つの電源が生き残ったために冷却が可能だったということもあるんで

すけれども、直線距離にして女川から恐らく30～40キロ圏域内だと思います。有事の際には、当然これまで考えていなかった内容のそういう対応をしなければいけないんだろうなというふうに思います。当然備蓄関係も、例えばヨウ素剤を前もって既に準備しておくとか、あとは避難所もそれなりに放射線の影響を受けない、そういった対応もしなければいけないということで、財源的にも大変な状況にもなろうかなというふうにも思いますけれども、当然防災計画があつての防災活動だというふうに思いますので、その辺を今後の情報等も十分に入手しながら、的確に対応してまいりたいなというふうには考えております。

○委員長（星 喜美男君） ほかに。

暫時休憩いたします。

午後2時31分 休憩

午後2時33分 開議

○委員長（星 喜美男君） 再開いたします。阿部委員が着席しております。

お諮りいたします。

本日は議事の関係上、これにて延会することとし、明5日午前10時より委員会を開き、本日の議事を継続することにいたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よつて、本日は議事の関係上、これにて延会することとし、明5日午前10時より委員会を開き、本日の議事を継続することといたします。

本日は、これをもって延会といたします。

午後2時34分 閉会